

## 第3章 参考資料

### 第1節 主な工種内訳

#### 3.1.1 配水管布設工

- 1 材料費  
配水管に使用する材料で、弁類等の材料は除く。
- 2 労務費
  - (1) 鑄鉄管布設工  
管の据付け。(φ 100mm 以下は人力施工、φ 100mm 以上は機械施工を標準とする)
  - (2) 鑄鉄管切断、溝切加工  
NS、SⅡ、S 形官の切断及び溝切等の加工。
  - (3) 鑄鉄管切断工  
K、A 形管等の切断。
  - (4) 継ぎ手挿し口加工  
NS、SⅡ 形管の切断部における挿し口リングの取り付け。
  - (5) T形継ぎ手工  
T 形管の継ぎ手接合。(普通、異径管部)
  - (6) メカニカル継ぎ手工  
K 形の継ぎ手接合。(普通、離脱防止)
  - (7) 土のう工  
管台工。(土のう 2 号—62cm×48cm)
  - (8) 明示テープ巻き付け工  
管へ直接明示テープを巻き付け
  - (9) 明示シート布設工  
管の上部 30cm の位置に明示シートを布設。
- 3 土工事
  - (1) As(Co)舗装切断工  
舗装版の切断
  - (2) As(Co)取り壊し、積み込み工  
舗装版の取り壊しで、厚さ 15cm 以下については掘削機による取り壊しで、厚さ 15cm を越えるものについては、ブレーカー又は舗装版破碎機による取り壊し。

(3) 掘削・積み込み工

人力又は掘削機械による掘削・積み込み。

(4) 埋戻し工

人力又は掘削機械による発生土、再生クラッシャーラン（RC-40）又は再生砂（RC-10）の埋戻しと転厚。

(5) ハンドオーガ工

ハンドオーガによる水路等の下越し。

(6) 残土運搬工（建設廃材）

ダンプトラックによる建設廃材の運搬と建設廃材処理料（建設廃材処分場等における処理費）

(7) 残土運搬工（土砂）

ダンプトラックによる土砂の運搬と建設発生土処分料（建設発生土処分場等における処分料）

(8) 仮復旧工

As 合材(再生材)の人力敷き均しとタンパー等による転圧。

4 付帯工

(1) 給水切替工

ア 給水切替工

本管及び給水管の口径別、並びに本管から官民境界までの距離別による1箇所当り標準単価で、取り出しから既設給水管までの材料費、労務費、宅地内土工事等を含む。

イ 土工事

道路内の土工事

(2) 仮配管布設撤去工

ア 仮配管布設撤去工

(ア) φ○○mm 布設撤去工

仮設本管の口径別の1m当り標準単価で、材料費と布設及び撤去費。

(イ) その他

(ア)以外の特殊な材料

イ 仮設給水切替工

仮設本管及び仮設給水管の口径別、並びに本管から官民境界までの距離別による1箇所当り標準単価で、取り出しから既設給水管までの材料費と布設及び撤去費。

ウ 労務費

特殊材料等に要する布設費。

エ 土工事

道路内の土工事

(3) 泥吐き管布設工

泥吐き弁から放流口までの口径及び管延長（横引き、立上り）

(4) 消火栓設置工

材料費と労務費。

(5) 管路断水器設置工

材料費と労務費及び土工事。

(6)  $\phi$ ○○mm 接続工

既設管との接続に要する材料費と労務費等。

(7) 既設管撤去工

既設管の撤去費と処分費。

(8) 分水止工

既設給水管の本管取り出し部での管止め材料費と労務費。

(9) 山留め工

現場の安全を確保するため、原則として軽量鋼矢板を全面又は1枚とびに建て込み、腹お起しを設置する。

軽量鋼矢板と支保工の設置撤去及び賃料、基本料金。

(10) 水替え工

作業時排水を標準とする。

(11) 路面復旧工

ア As 舗装工

(ア) As 舗装切断工

(イ) As 取り壊し、積み込み工

(ウ) 掘削・積み込み工

(エ) 残土運搬工（建設廃材）

(オ) 不陸整正工

(カ) 路盤工

設計図書に基づいて各層ごとに規定の厚さに仕上げる  
こと。

(キ) As 舗装工、As 安定処理工

設計図書に基づいて各層ごとに規定の厚さに仕上げるこ

と。

イ Co 舗装工

(ア) As 舗装切断工

(イ) As 取り壊し、積み込み工

(ウ) 掘削・積み込み工

(エ) 残土運搬工 (建設廃材)

(オ) 不陸整正工

(カ) 路盤工

(キ) Co 舗装工

設計図書に基づいて各層ごとに規定の厚さに仕上げる  
こと。人力又は機械による打設と均し。

### 3.1.2 仕切弁設置工(バタフライ弁)

#### 1 材料費

仕切り弁 (バタフライ弁)、その前後のフランジ付き材料、接合部品及び表筐。

#### 2 労務費

##### (1) 仕切弁 (バタフライ弁) 設置工

仕切弁 (バタフライ弁) の据付け。(φ 100mm 以下は人力  
施工、φ 150mm 以上は機械施工を標準とする)

##### (2) 仕切り弁 (バタフライ弁) 室工

ハイピット及び表筐の据付け。

##### (3) フランジ接合工

仕切り弁 (バタフライ弁) 前後のフランジの接合。

##### (4) 土のう工

管台工。(土のう 2 号-62cm×48cm)

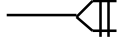

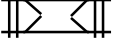
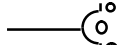




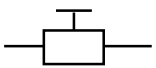
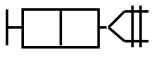

### 3.1.3 空気弁設置工

材料費と労務費

## 第2節 設計図書の記号

### 3.2.1 管種記号

詳細図及び透視図に記入する管種記号は次図のとおりとする。

管種	直管	ライナ管	継輪
NS 形管			
K 形管			
仕切弁			
消火栓			
空気弁			
バルブ付 T 字管			
伸縮可撓管			
管路断水器			

### 3.2.2 管種簡略記号

詳細図及び透視図に記入する管種記号は次図のとおりとする。

管種	記号	備考
水道用合金鉛管	L. P	Leaden Pipe
水道用脱酸銅管	C. P	Copper Pipe
水道用亜鉛メッキ鋼管	G. P	Gas Pipe
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	V. L. G. P	Vinyl Lining Steel Pipe
水道用タールエポキシ樹脂ライニング鋼管	T. L. G. P	Tar Epoxy Lining Steel Pipe
水道用鋳鉄管	C. I. P	Cast Iron Pipe
水道用メカニカル型ダクタイル鋳鉄管	M. D. I. P	Mecanical Ductile Iron Pipe
水道用メカニカル型ダクタイル鋳鉄管(SⅡ形)	M. D. I. P(SⅡ)	Mecanical Ductile Iron Pipe
水道用メカニカル型ダクタイル鋳鉄管(S形)	M. D. I. P(S)	Mecanical Ductile Iron Pipe
水道用タイトン型ダクタイル鋳鉄管	T. D. I. P	Titon Ductile Iron Pipe
水道用タイトン型ダクタイル鋳鉄管(NS形)	T. D. I. P(N. S)	Titon Ductile Iron Pipe
水道用塗覆装鋼管	S. P	Steel Pipe
水道用硬質塩化ビニル管	V. P	Vinyl Pipe
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H. I. V. P	High Impact Vinyl Pipe
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	P. L. G. P	Polyethyne Lining Steel Pipe
水道用ステンレス鋼管	S. S. P	Stainless Steel Pipe
水道用軟質ポリエチレン管	P. P	Polyethyne Pipe
ダクタイル鋳鉄	F. C. D	Ferrun Casting Ductile Pipe
水道配水用ポリエチレン管	H. P. P. E	Higher Performance Polyethylene Pipe

## 第3節 竣工図作成

### 3.3.1 一般事項

- 1 用紙のサイズは A1 版を標準とする。
- 2 提出部数は 2 枚とし、うち 1 枚は工事完成図書に綴るものとする。
- 3 平面図の作成  
次図参照のこと。
  - (1) 新設の管種、口径、総延長並びに仕切り弁等の口径、数量を引き出し線を用いて明示する。
  - (2) 新設管は実線とし、既設管は破線とし、併せて口径も明示する。
  - (3) 取り出し部、丁字部、弁類等の異径管使用箇所を、○で囲み詳細図番号を付す。
  - (4) 詳細図以外に異径管等を使用した場合は、引き出し線を用いて材料名を記入する。
  - (5) 本管からの取り出し地点及び管の曲がり等、維持管理上その配管位置が明確となるよう、2 点以上のオフセットを記入すること。
  - (6) 新設管の官民境界からの出巾及び土被りを変化点ごとに、記入すること。
  - (7) 給水管の使用者氏名、栓番、口径及び境界等からの距離を記入すること。
- 4 標準横断図の作成
  - (1) 道路幅員、新設管の口径及び出巾等が相違する箇所ごとに作成すること。
  - (2) 新設管の口径、出巾及び土被り、道路幅員、他の地下埋設物等を記入すること。
- 5 詳細図の作成
  - (1) 平面図に明示した詳細図番号ごとに作成すること。
  - (2) 配管状況を 3.2.1 管種記号に基づいて図示し、使用材料名を記入すること。

## 6 給水切替図の作成

- (1) 給水管ごとに、使用者名及び栓番号を付して作成すること。
- (2) 給水管の口径、管種及び使用材料を記入すること。
- (3) 給水管の横引き及び立上り等の寸法を記入すること。

## 7 標題欄の作成

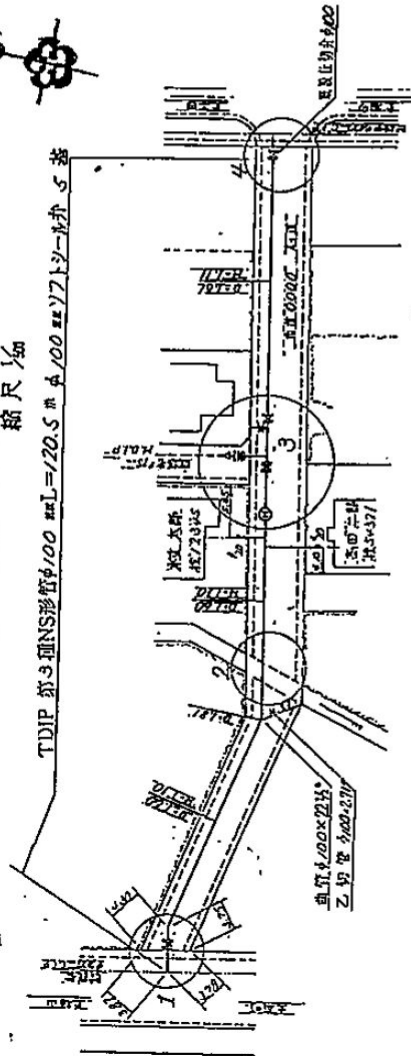
- (1) 施工業者名及び配管工名を記入すること。
- (2) 工事名ほか必要事項を記入すること。



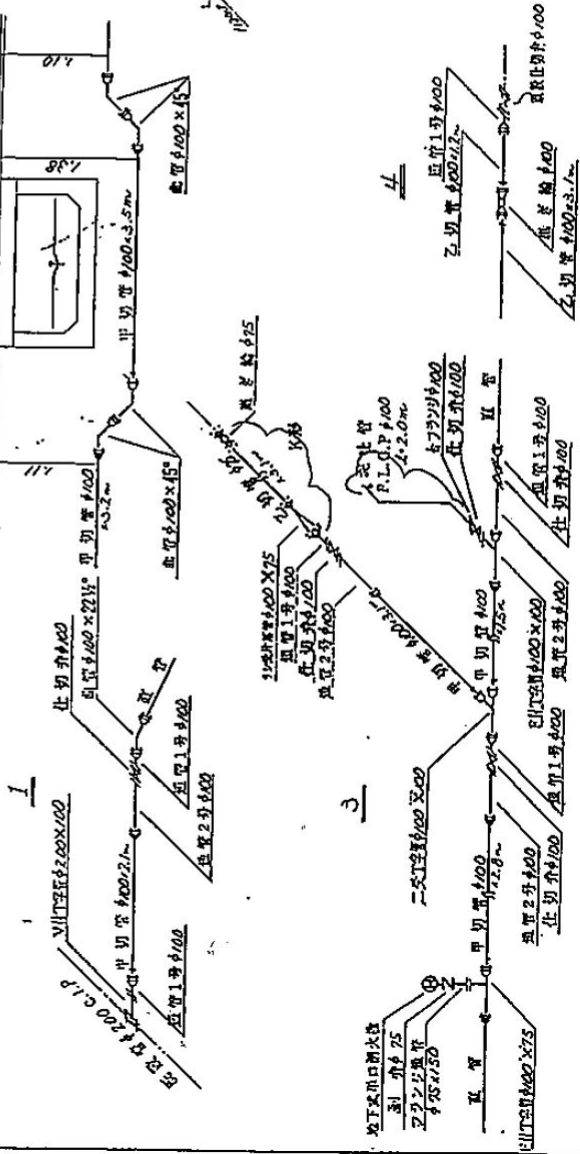
# 平面図

縮尺 1/50

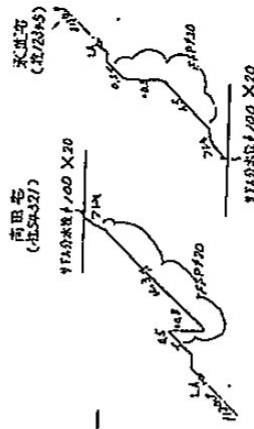
TDIP 第3種NS形管φ100 埋深L=720.5 管φ100 埋深700 シート厚5 蓋



# 詳細図

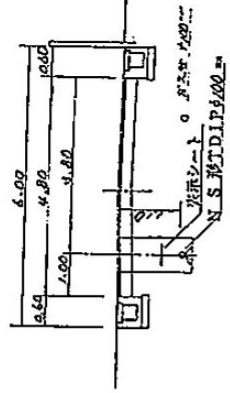


# 給水切替



# 標準横断面図

縮尺 1/30

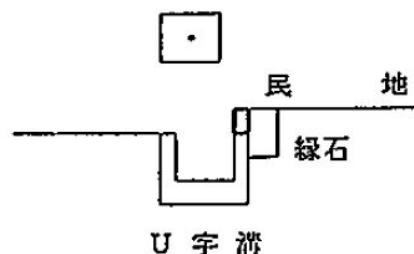


竣工図	
竣工業者名	-
監督工名	-
工事名	埋設 給水
図面名称	工事
線	尺 1:1
縮尺	埋設番号
縮尺	小田原市
縮尺	年度
縮尺	月
縮尺	日
縮尺	頁
縮尺	四
小田原市水道局	

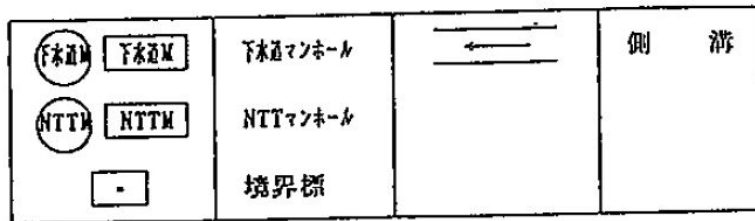
## 第4節 仕切弁等のオフセット図の作成

### 3.4.1 一般事項

- 1 配水管工事等で新規に設置した仕切り弁、消火栓及び空気弁等のオフセット図は、縮尺 1/200 により、永久性の高い地物を測点とし、平板測量により明示すること。測点が永久性の低いものしかない場合は、できるだけ多くの測点から測ること。
- 2 永久性の高い地物の順位は、次のとおりとする。
  - (1)境界標（公設、私設）
  - (2)下水道及びん NTT のマンホール等。（水道、ガスの表筐は除く）
  - (3)境界線（構造物縁石、側溝）
  - (4)橋梁（新しい橋梁、古い堅固な橋、木橋）
- 3 オフセット図は、工事完成届と同時に提出すること。
- 4 仕切り弁等ごとに作成すること。
- 5 位置図の作成用紙の大きさは、JIS A 4判とする。
- 6 オフセットの記入数値は、cm 単位とする。
- 7 オフセット図の提出部数は、2部とする。
- 8 オフセット図の記入方法は、次のとおりとする。
  - (1)測定方法の例
    - ア 境界標は、基準点の中心とする。
    - イ マンホール等の場合は、丸形、角形とも蓋の中心とする。
    - ウ 縁石の場合は、縁石の道路側とする。
    - エ 側溝の場合は、側溝の天端外側（民地側）とする。
    - オ 橋梁の場合は、親柱の最短距離側の角とする。



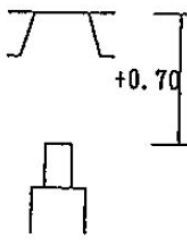
(2) 基準点の例



- 注) 1 基準点は、原則として3点以上とすること。  
2 測点距離は、原則として10m以内とすること。  
3 設置箇所を明確にするため、付近の住民の住所、氏名を記入すること。  
4 配管の詳細と材料名を記入すること。  
5 深度は、仕切り弁等の天端から地盤までの寸法とする。
- 9 バルブオフセットの記入例を次図に示す。

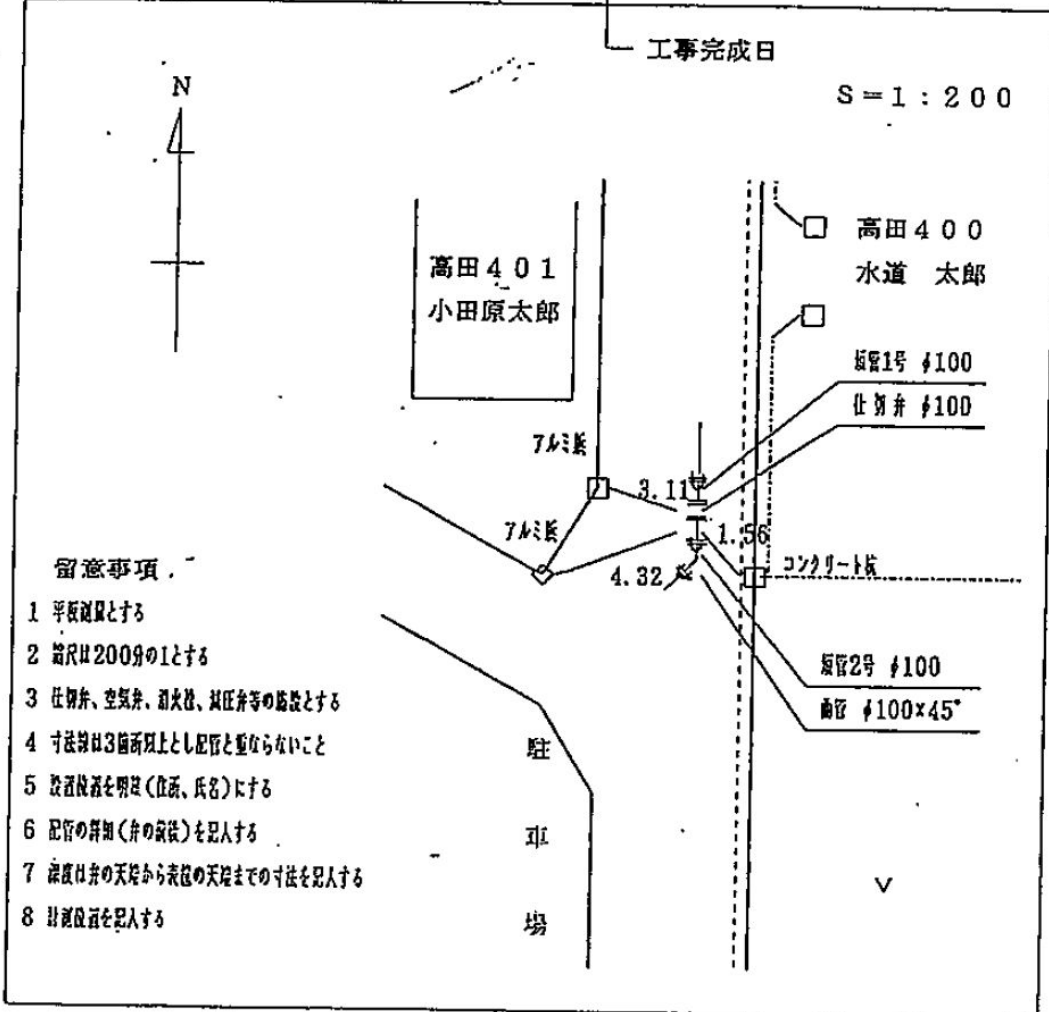
バルブオフセット図

配管図 NO

弁 NO	口 径	へ 深 度	備 考
V - H - A -	1 0 0		※ 消火栓及び空気弁の場合、本管までの材料を記入 フランジ付管 φ100×75 フランジ直管 φ75×150 排 水 弁 φ75×150

設置年月日 H 年 月 日

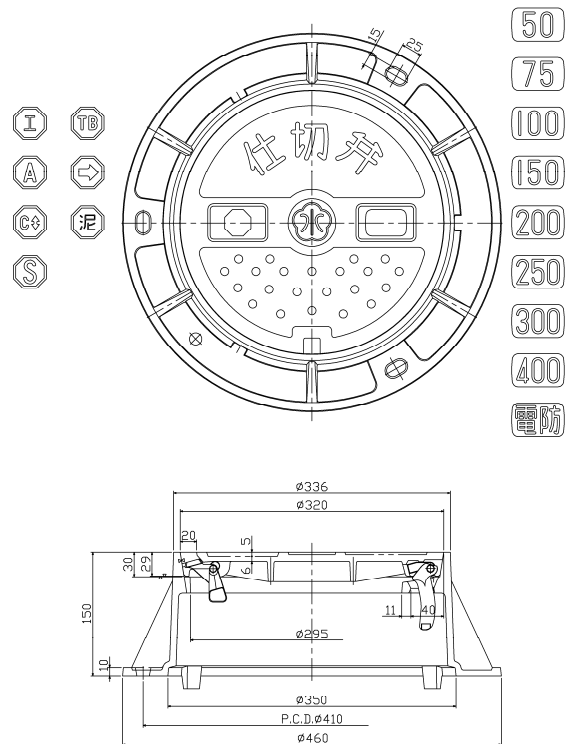
設置年月日 H 年 月 日



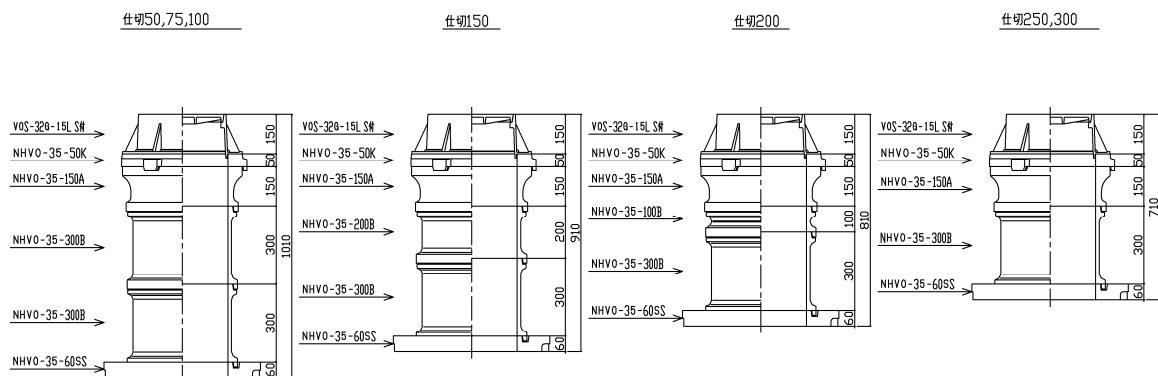
## 第5節 表筐及び室工の設置標準図

仕切り弁表筐（丸形）及び室工の標準設置図を次図に示す。

仕切り弁表筐

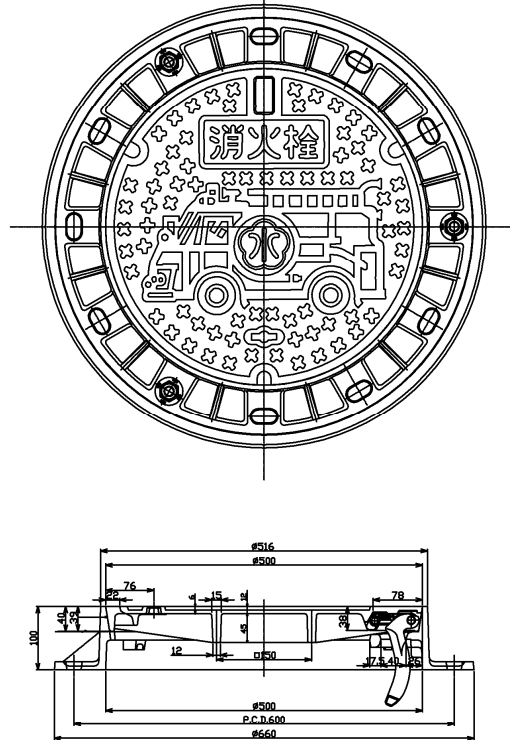


仕切り弁室工（ハイピット（参考  $D_p=1100$ ））

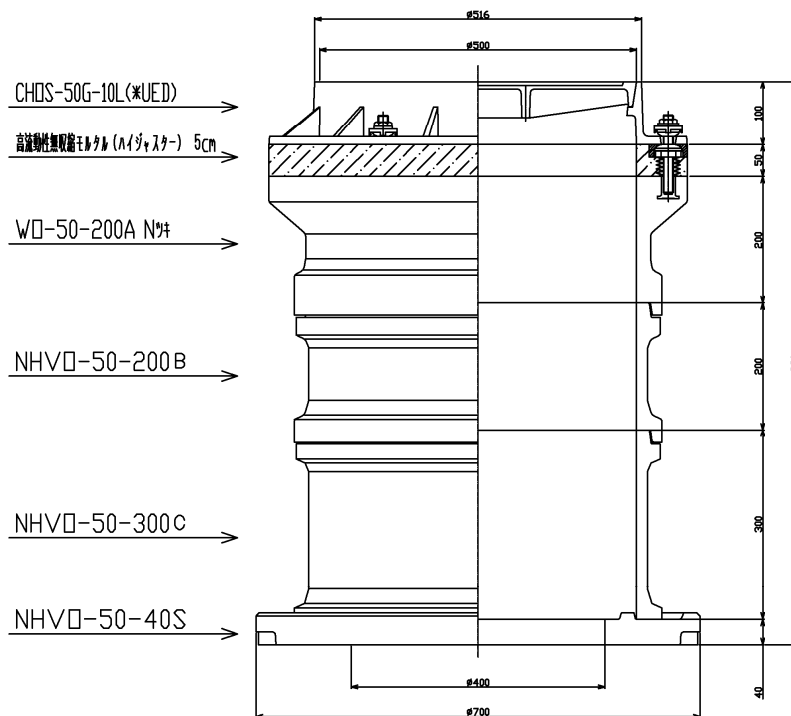


消火栓表筐（丸形）及び室工の標準設置図を次図に示す。

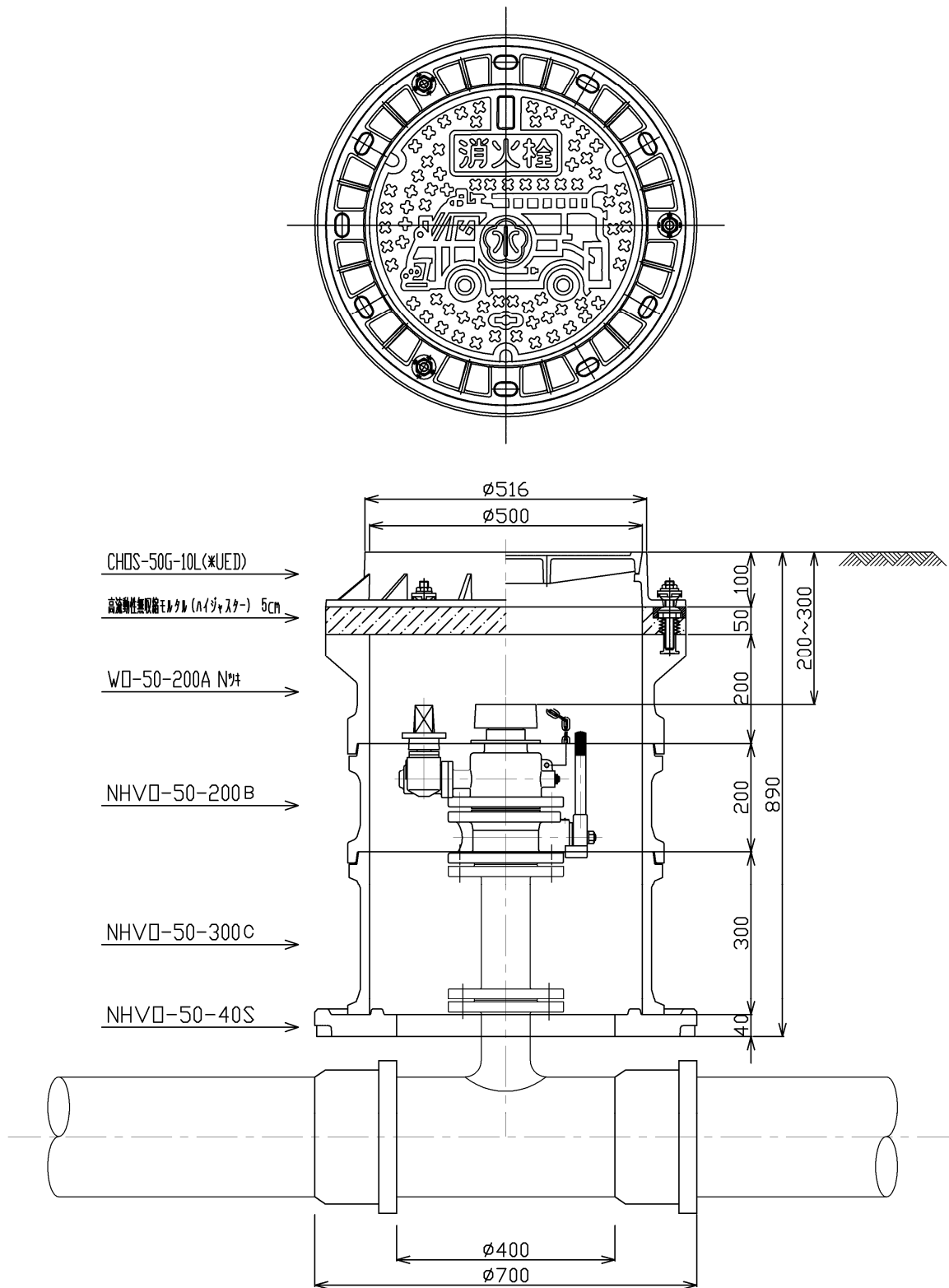
消火栓表筐



消火栓室工（ハイジャスター）

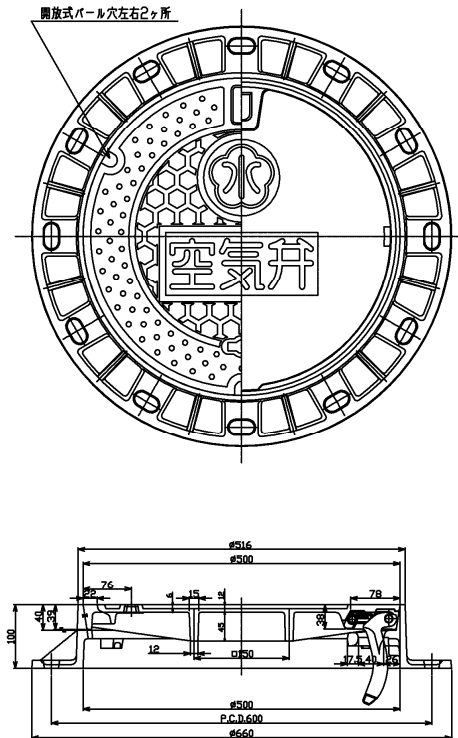


消火栓表筐の天端から放水口までの寸法は、原則として 200~300mm とする。

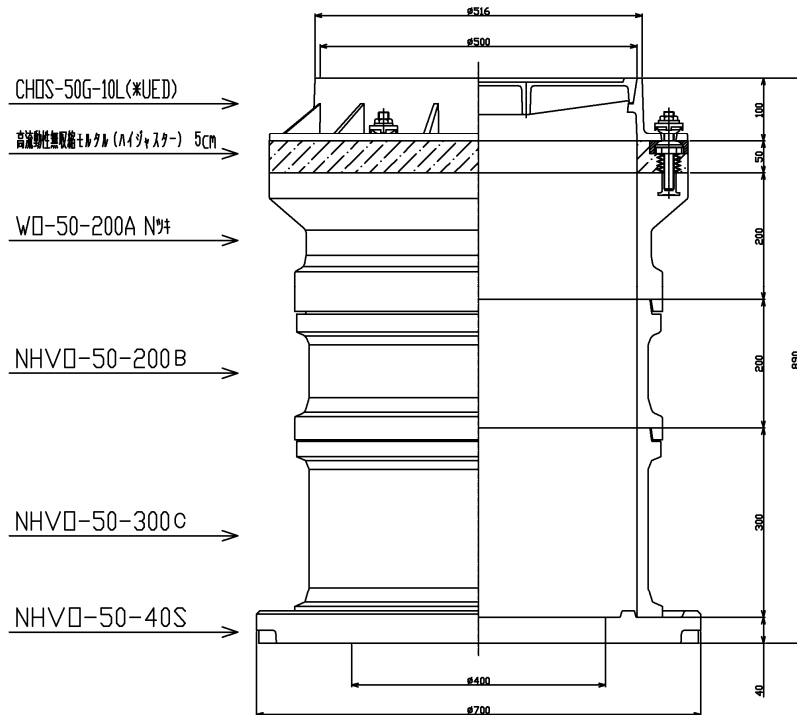


空気弁表筐（丸形）及び室工の標準設置図を次図に示す。

空気弁表筐



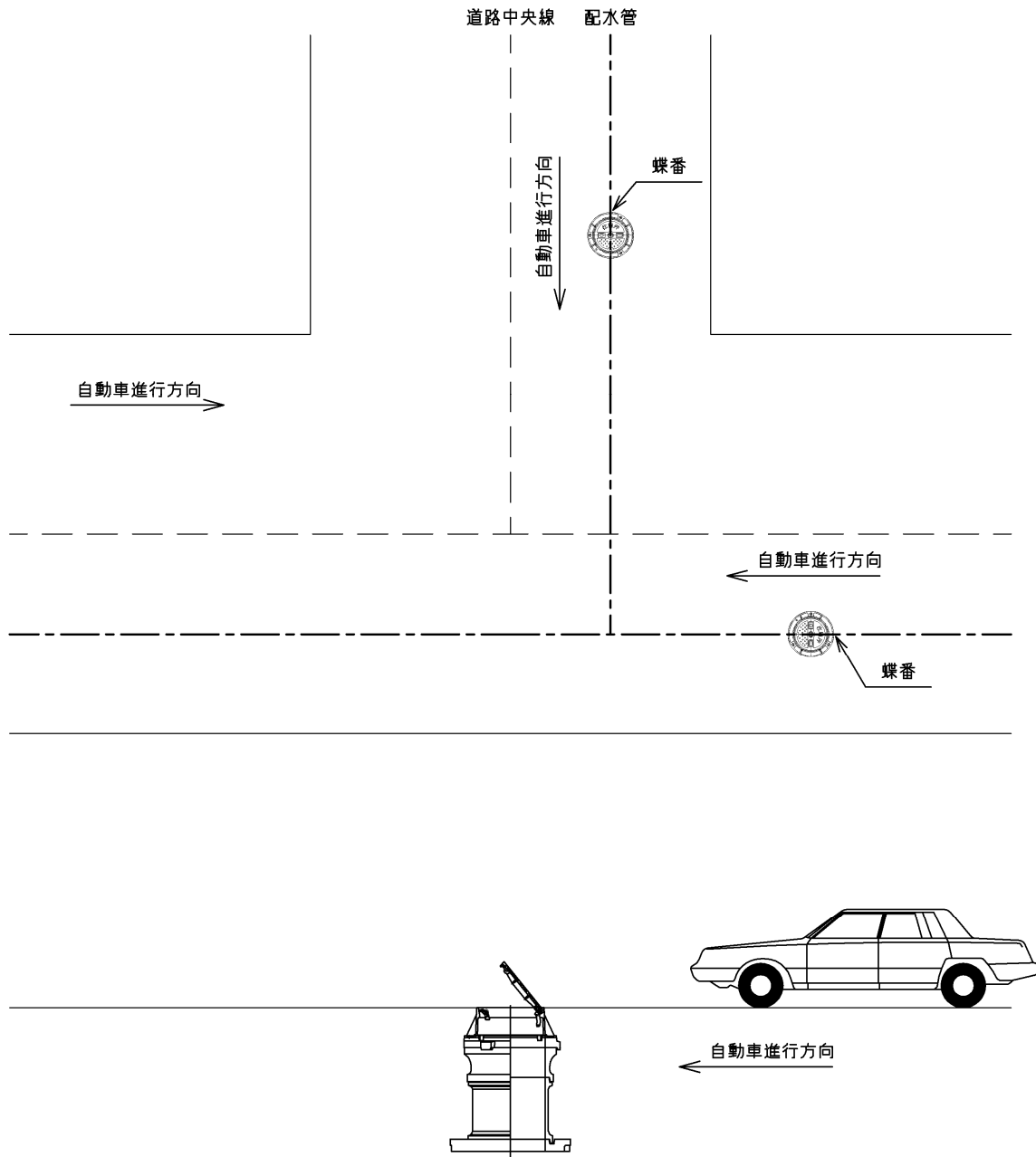
空気弁室工（ハイジャスター）



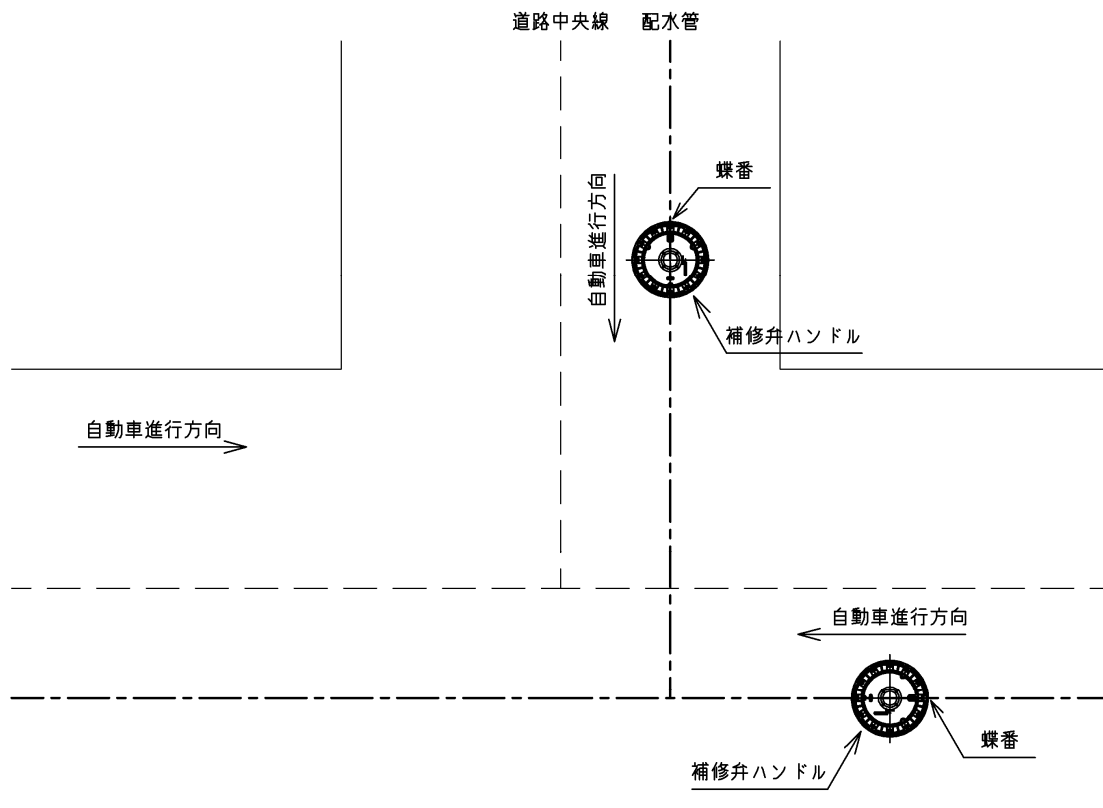


## 第6節 表筐及び補修弁の設置方法

### 1. 仕切弁表筐（丸形）設置方法について



## 2. 消火栓、空気弁の表蓋(丸形)及び補修弁の設置方法について



## 第7節 交通管理標準図

# 国土交通省 道路工事現場における 標示施設等の設置基準

道 発 第 372 号  
昭和 37 年 8 月 30 日  
国 道 利 第 37 号  
国 道 国 防 第 205 号  
平成 18 年 3 月 31 日

## 道路工事現場における 標示施設等の設置基準

昭和 37 年 8 月 30 日 道発第 372 号

標記については、道路工事現場における道路交通の安全かつ円滑な運行を確保するため、今般、別添のとおり「道路工事現場における標示施設等の設置基準」を定めたから、遺憾のないよう実施せられたく通知する。

(昭和 37 年 8 月 30 日 道発第 372 号 道路局長通達)

道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について

平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 37 号 国道国防第 205 号

標記については、工事情報の提供の改善等のため、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」(昭和 37 年 8 月 30 日付け 道発第 372 号 建設省道路局長通達)等の一部を下記のとおり改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

### 道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

(道路工事の標示)

1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式 1 を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

(防護施設の設置)

- 2 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。(参考(1)を参照)

(迂回路の標示)

- 3 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、道路標識「まわり道」(120-A、120-B)を設置するものとする。(参考(2)及び参考(3)を参照)

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

(色彩)

- 4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様(各縞の幅10cm)を用いるものとする。

(管理)

- 5 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

(平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号 道路局長通達)

別表 様式 1



別表 様式 2



## 別表備考

### 一 様式1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

### 二 様式2

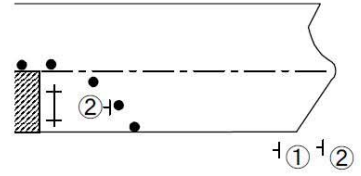
- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

参考(1) 車線の一部が工事中の場合の標示例

① 必要があれば設置する



(2車線道路)

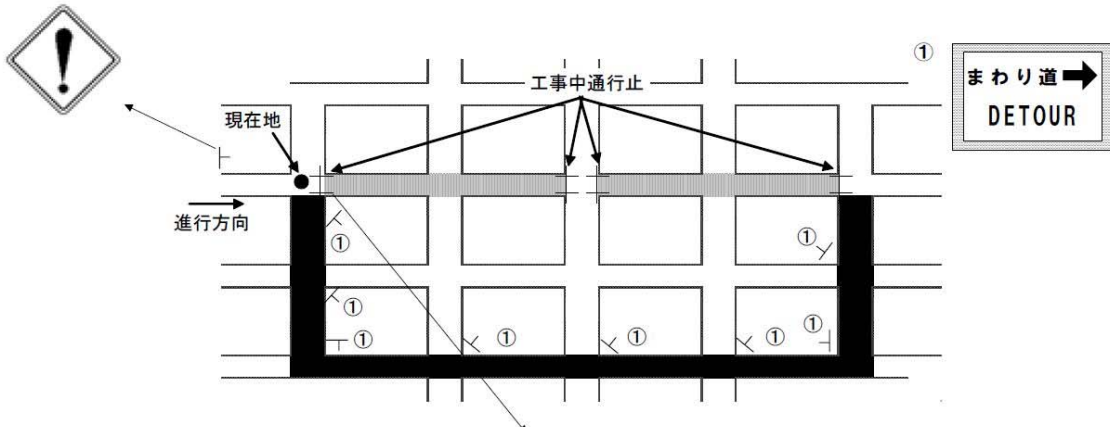


②



(4車線道路)

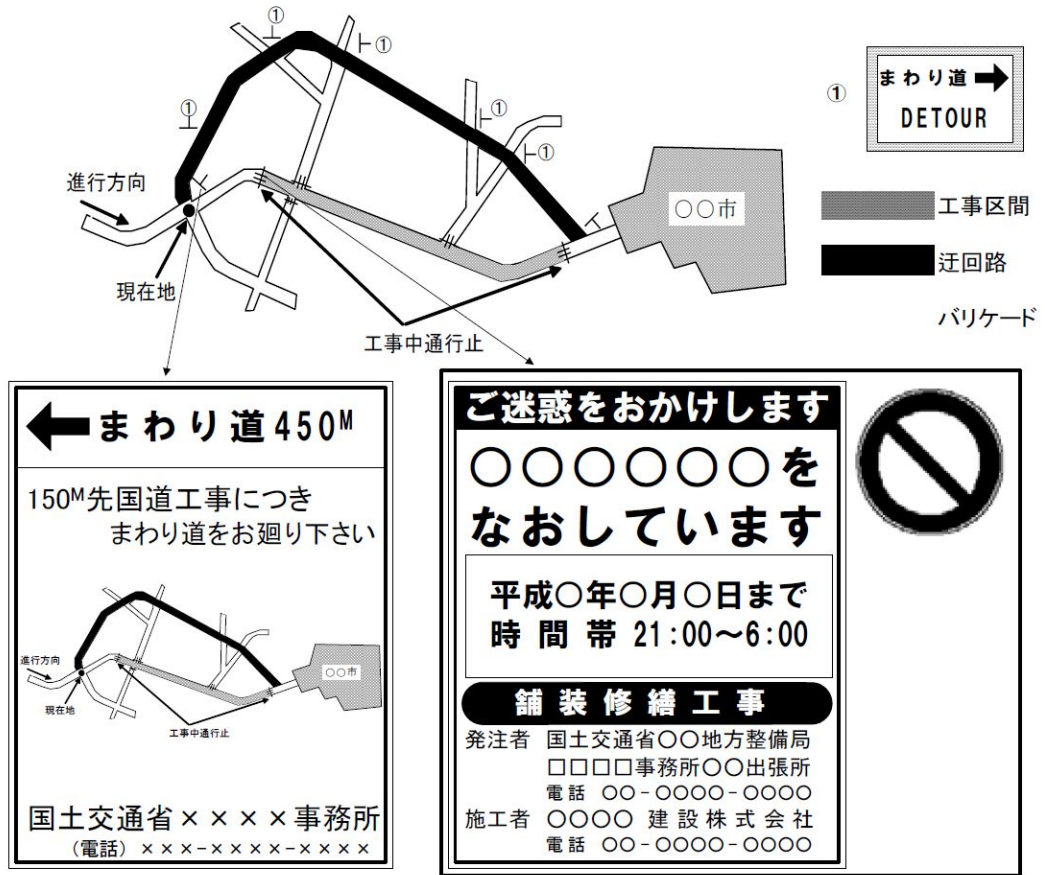
参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街部の場合)  
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



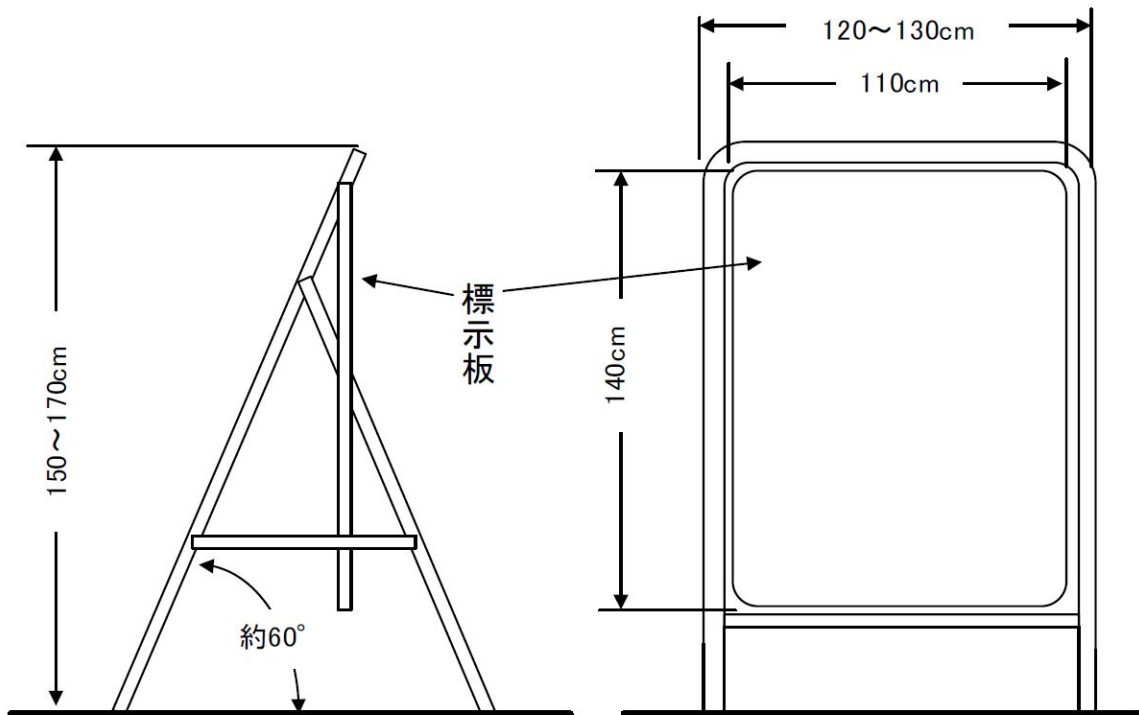
<p><b>ご迷惑をおかけします</b></p> <p>〇〇〇〇〇〇を <b>なおしています</b></p> <p>平成〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00~6:00</p> <p><b>舗裝修繕工事</b></p> <p>発注者 国土交通省〇〇地方整備局 □□□□事務所〇〇出張所 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>		<p><b>まわり道 450M</b> →</p> <p>この先国道工事につき まわり道をお廻り下さい</p> <p>国土交通省××××事務所 (電話) ×××-××××-××××</p>
---	--	--



参考(3) 工事中迂回路の標示例 (地方部の場合)  
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(4) 設置方法の一例



## 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について

国 道 利 第 38 号

国 道 国 防 第 206 号

平 成 18 年 3 月 31 日

道路工事に対しては、依然として批判の声が多い状況の中、当局においては、学識経験者等からなる「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」を設置するなどして、道路利用者の立場に立った施策を一層推進するため、検討を行ってきたところであるが、平成15年10月7日の当委員会の提言（「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」）において、「道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進することが必要である。」とされていることなどを踏まえ、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板的設置について下記のとおり定め、平成18年4月1日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

### 記

#### 1 工事情報看板的設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板和、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式1及び図1を参考とするものとする。

#### 2 工事説明看板的設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板和、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。

### 3 占用工事に係る取扱いについて

上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

なお、標示板の設置にあつたては、様式3、様式4を参考とするものとする。

また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

(平成18年3月31日 国道利第38号 国道国防第206号 道路局路政課長 国道・防災課長通達)

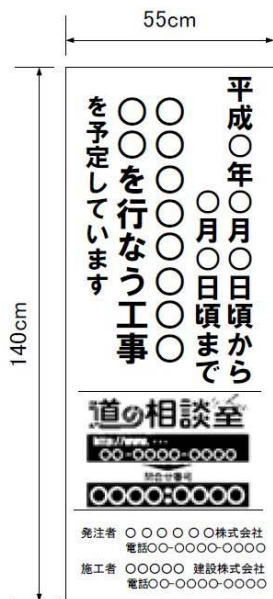
(様式1) 工事情報看板  
(道路補修工事)



(様式2) 工事説明看板  
(道路補修工事)



(様式3) 工事情報看板  
(占用企業工事)



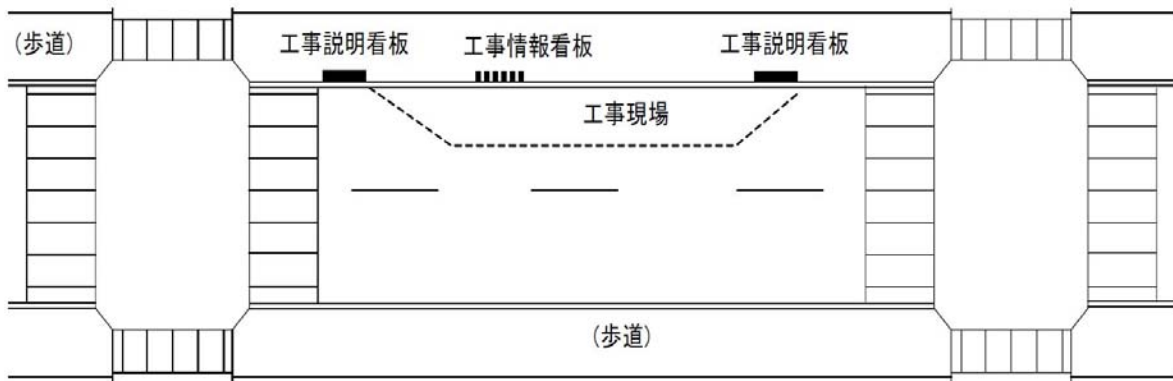
(様式4) 工事説明看板  
(占用企業工事)



(様式備考)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1 標示板の設置場所



## 国土交通省

# 道路工事保安施設設置基準

建関道管第 756 号

昭和 40 年 10 月 14 日

建関道管第 131 号

昭和 55 年 7 月 1 日

建関道管第 174 号

平成 6 年 12 月 22 日

(内容一部変更)

国関整道管第 65 号

平成 18 年 4 月 1 日

国関整道管第65号

平成18年4月1日

様

関東地方整備局長

道路工事保安施設設置基準について（通知）

標記については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」（平成18年3月31日道路局長通達国道利第37号・国道国防第205号）及び「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について」（平成18年3月31日道路局路政課長及び国道・防災課長通達国道利第38号・国道国防第206号）により、「道路工事保安施設設置基準」を改正しましたので、今後の工事施工にあたっては、この基準を参考に実施して下さい。

なお、「道路工事保安施設設置基準について」（昭和55年7月1日建関道管第131号、平成6年12月22日建関道管第174号内容一部変更）は、廃止します。

道路工事保安施設設置基準

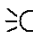


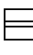

平成18年4月

関東地方整備局



保安施設設置標準図・一覧表

呼称	適用条件: (例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。)				
	種	車道幅員	昼夜別	摘	要
A 型	車道打換え・オーバーレイ・AS 注入	4 車線以上	夜間 (昼間) 作業	局部打換も含む	
B 型	〃	4 車線未満	同上	〃	
C 型	〃	4 車線以上	同上	〃	
D 型	中央分離帯修理、設置	-	同上		
E 型	歩道工事	-	同上		
F 型	ガードレール、標識、街渠等の設置修繕	-	同上		
G 型	除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整正	-	昼間作業		
H 型	路面および側溝の人力清掃	-	同上		
I 型	目地シール作業等 (短時間作業)	-	同上		
J 型	レーンマーク作業	-	同上		
迂回路標示	迂回路標示	-	-		

保安施設等の設置目的									
施設	記号	交通の誘導	立人防止	場所の明示予告	交通指導	その他の	備考		
工事用照明灯				○					
保安灯	■ (⑥)	○		○					
歩道柵	●—● (⑦)		○	○					
バリケード	—>		○	○					
矢印板		○							
保安員	人					○			
交通整理員	人	○							
クッションドラム						○	必要に応じて設置		
体感マット						○	必要に応じて設置		
交通誘導ロケット		○					必要に応じて設置		
カラーコーン	○	○	○	○					
標示板(工事予告)	①			○					
警戒標識	②			○					
規制標識(311-F)	③	○			○				
規制標識速度落とせ看板	④				○				
標示板(工事中看板)	⑤					○			

保安施設等の設置目的									
施設	記号	交通の誘導	立人防止	場所の明示予告	交通指導	その他	備考		
工事中(内部照明型)	⑧	○							
警戒標識	⑨	○			○				
"	⑩	○			○				
歩行者案内板	⑪		○						
停止線標識	⑫				○				
信号機	⑬				○				
段差予告板	⑭			○					
段差標示板	⑮			○					
工事情報看板	⑯					○			
工事説明看板	⑰					○			
工事予告看板	⑱			○					
迂回路標示板	-	○							

保安施設標準様式図

番号	1	2	3	4
記号	①	②	③	④
名称	標示板(工事予告)	警戒標識	規制標識(311-F)	規制標識速度落とせ看板
様式および 標準寸法 (単位:mm)				
注	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>規制標識 (311-F)</p> <p>(1) 拡大率1.5倍を標準とするが場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。 (2) 夜間は内部照明とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

保安施設標準様式図

番号	5	6	7
記号	⑤	⑥	⑦
名称	標示板 (工事中看板)	保安灯	歩道柵
<p>式 よ び 法 標 準 寸 法 (単位mm)</p>			
注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「○○○○○工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○」をなしております」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及びび線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。</p> <p>(3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。</p> <p>(4) 「○○工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。</p> <p>(5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。</p> <p>(2) ロープの外径は12mm以上とする。</p> <p>(3) 柱間隔は約5mとする。</p> <p>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

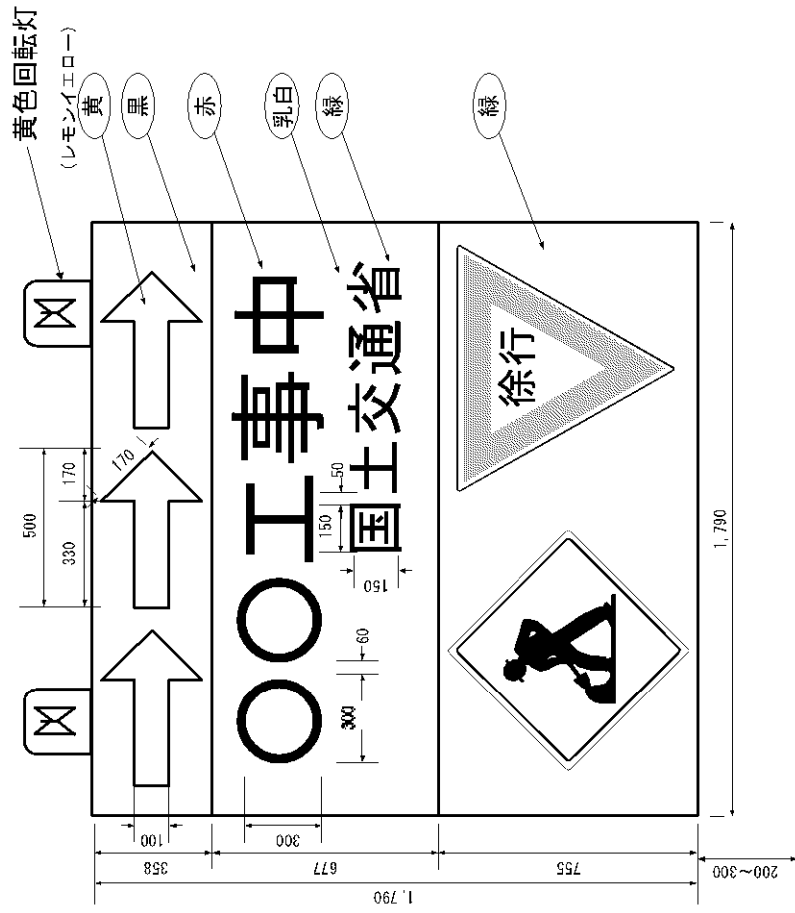
保安施設標準様式図

番号  
記号  
名称

8

⑧

工事中 (内部照明型)



標

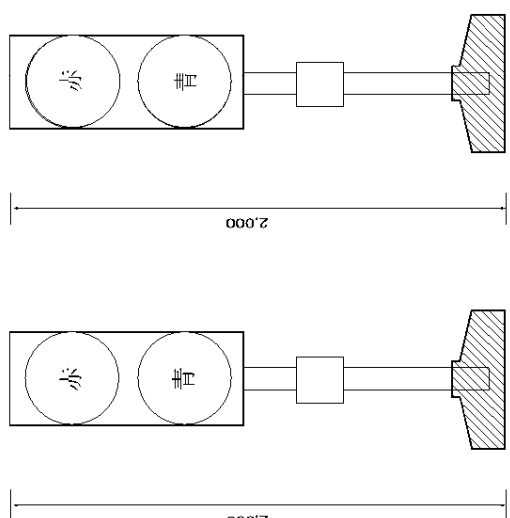
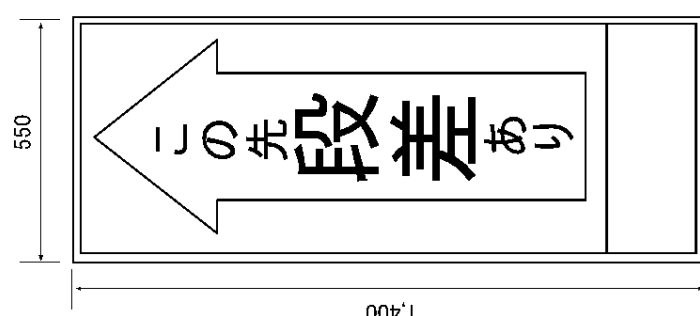

示

- 注
- (1) 内部照明とし欠印は順次点滅させる。
  - (2) 警戒標識、規制標識は1.0倍とする。
  - (3) 「〇〇工事中」には「舗装工事中」、「共同溝工事中」等と記載し、「道路工事中」とは記載しない。

保安施設標準様式図


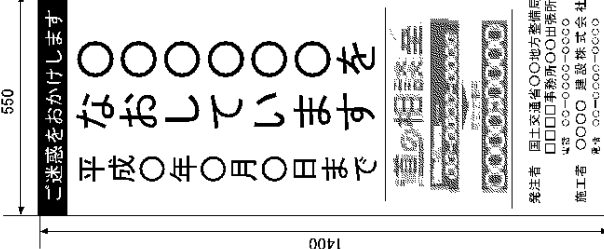
番号	9	10	11	12
記号	④	⑩	⑪	⑫
名称	車線数減少	片側交互通行	歩行者案内	停止位置
様式および おおよそ 標準寸法 (単位:mm)				
注	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 実際の規制に合わせた図とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 路面に停止線を設ける。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。

保安施設標準様式図

番号	13	14	15
記号	⑬	⑭	⑮
名称	信号機	段差予告	段差標示
様式および おおよそ 標準寸法 (単位:mm)			
注	(1) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 50mから150m手前に設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 段差箇所を設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。



保安施設標準様式図

番号	16	17
記号	⑬	⑭
名称	工事情報看板	工事説明看板
様式および標準寸法 (単位:mm)		
注	(1) 色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始H及び工事終了Hを標示するものとする。 (3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。 (4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。 (5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。	

保安施設標準様式図

番 号	18	19	20	21
記 号	⑱	○	→	⇒
名 称	工事予告看板	カラーコーン	バリケード	矢印板
様 式 お び 標 準 寸 法 (単位:mm)				
	<p>(1) 500mから1000m手前に設置する。                  (2) 高輝度反射式とする。                  (3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 夜間は内部照明とする。                  (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。                  (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>
注				





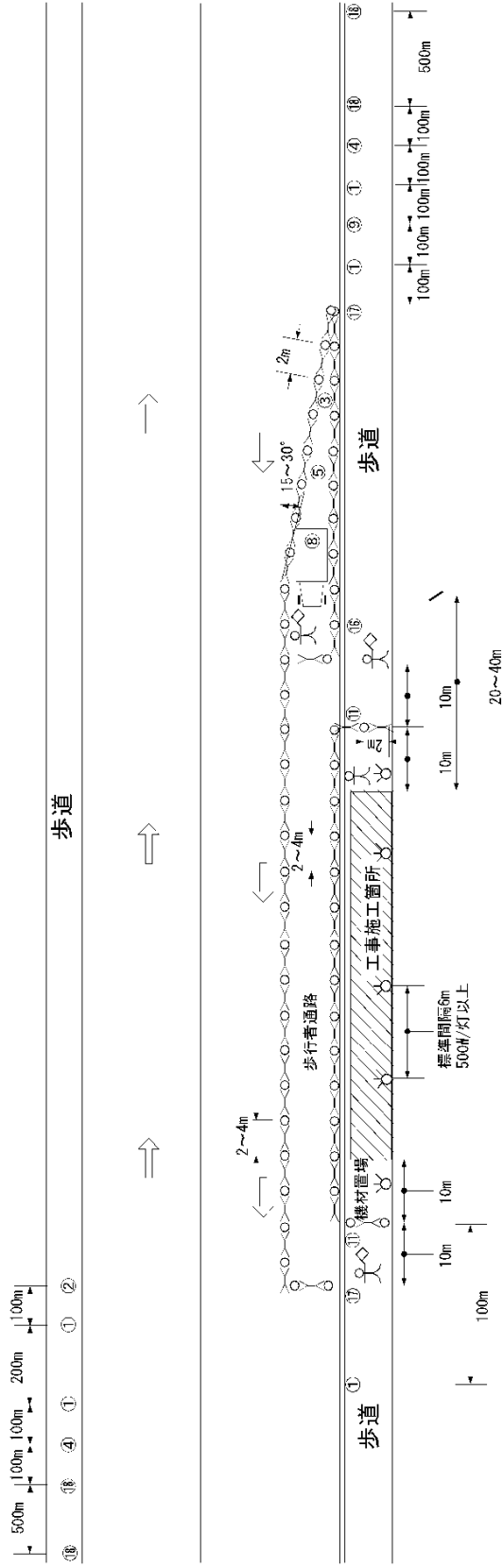






# E型標準図

歩道工事：夜間(昼間)



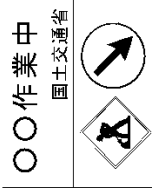
- 注) 1. 歩行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。  
 2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。  
 3. 昼間工事の場合は③を②④に変更することが出来る。  
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。  
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。  
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工事で調整を行い設置すること。  
 7. ⑯は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。  
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。



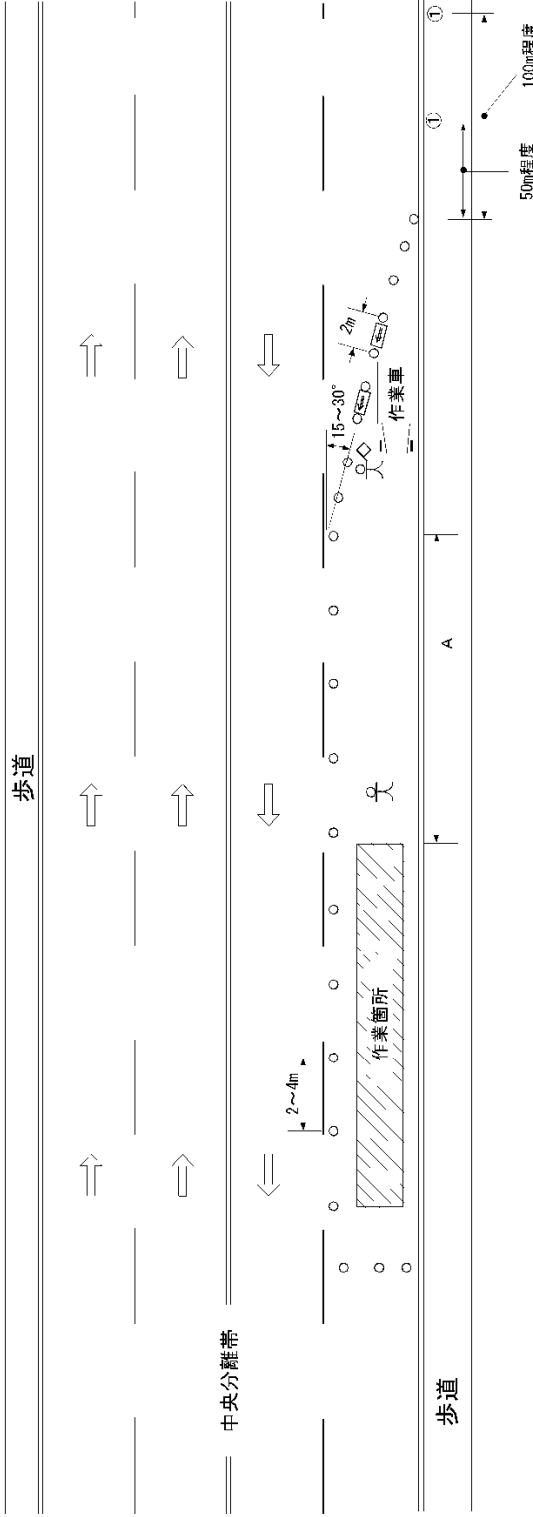


# G 型標準図

除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整理：昼間作業



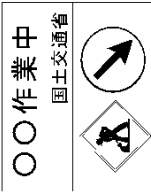
注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。  
①〇〇作業中」は「除草作業中」等と標示する。



- 注) 1. 移動用  
 2. Aの距離については通行車両の走行速度及び沿道状況を勘案して確保する。  
 (Aについては30m程度を標準とする。この範囲に作業員は立ち入らないこと)  
 3. 保安要員1名以上、交通整理員1名以上おくこと。  
 4. カーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。  
 5. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

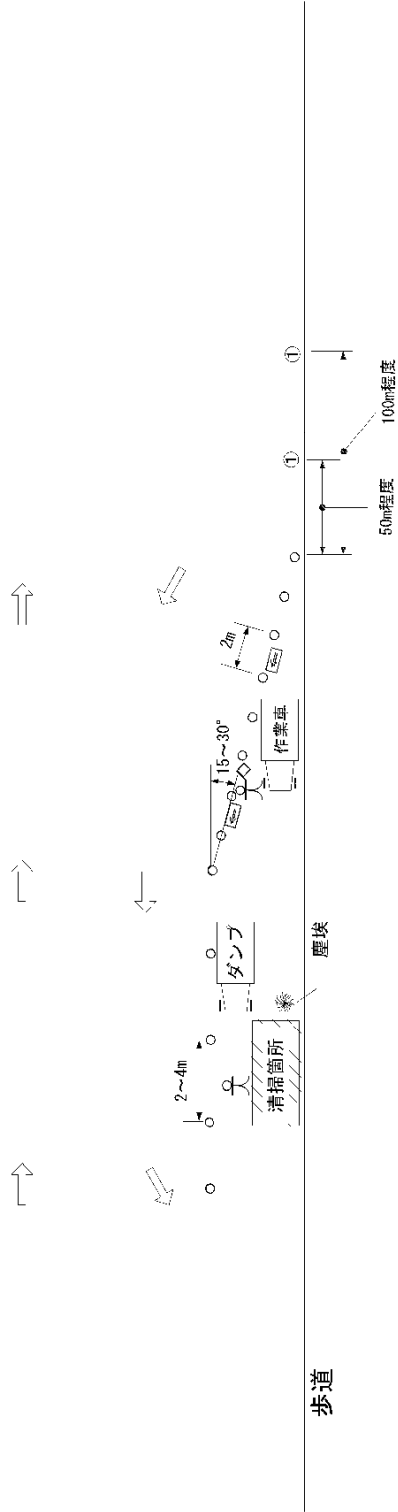
# H 型標準図

路面および側溝の人力清掃：昼間作業



注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。  
「作業中」は「清掃作業中」等と標示する。

歩道



- 注) 1. 移動用  
2. 保安要員1名以上、交通整理員1名以上おくこと。  
3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。  
4. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

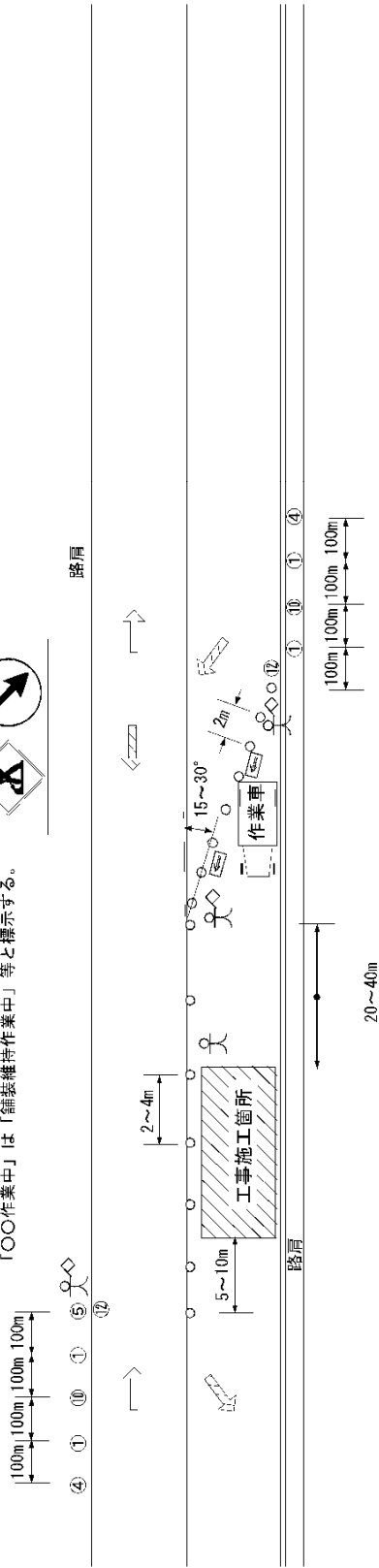
# I 型標準図

II 地シールド作業等(短時間作業): 昼間作業

〇〇作業中  
国土交通省



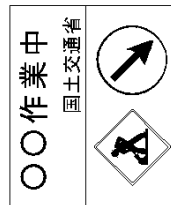
注: 標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。  
「〇〇作業中」は「舗装維持作業中」等と標示する。



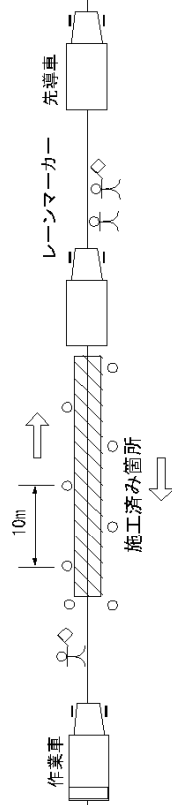
- 注) 1. 移動用  
2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。  
3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。

# J 型標準図

レーンマーキング作業：昼間作業



注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。  
「〇〇作業中」は「区画線作業中」等と標示する。



- 注) 1. 移動用  
2. 作業実施には原則として警察官立会いの上施工し、広幅員の場合には防護用作業車を使用のこと。  
3. 先導車を使用すること。  
4. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。  
5. カラーコーンの設置間隔は当該警察署と協議すること。



神奈川県

## 道路工事等における標示及び保安施設の設置基準

昭和 49 年 12 月 1 日から実施

## 道路工事等における標示及び保安施設の設置基準

### (目 的)

1. 道路上で行われる道路工事及び占用工事（以下「道路工事等」という。）の危険防止するため統一された標示及び保安施設を設置し交通の円滑を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

2. 神奈川県において管理する道路での道路工事等について適用する。

### (設置の方法及び位置)

3. 別紙の各標示及び施設は、工事種別に定められた位置に設置するものとする。但し、別紙一覧表及び標準配置図によることが不適当な場合はこの限りでない。

### (道路工事の標示)

4. 道路工事を行う場合は、必要なる道路標識を設置するほか工事区間の起終点に別紙図6-1に示す標示板を設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りでない。

なお、工事期間については、交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。

### (夜間作業または昼間作業の標示)

5. 夜間作業または昼夜兼行作業を行う道路工事現場においては、別紙図6-1に示す道路工事の標示板の直上に、別紙図6-2に示す標示板A型またはB型をそれぞれ標示するものとする。

### (防護施設等の設置)

6. 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケード保安柵（ネット付き）等を設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。

### (迂回路の標示)

7. 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入り口は別紙図1-7-1に示す標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐点を除く。）において、別紙図1-7-3及び別紙図1-7-4に示す要領により道路標識「まわり道」（120）を別紙図1-7-2に示す補助板を附して設置するものとする。

### (寸法及び色彩)

8. 形状及び色彩は別紙のとおりとし、原則としてこれを使用しなければならない。各標示及び施設の前面及び側面に定められた以外の文字、記号及び色彩を使用してはならない。但し設置区分により小規模工事等については、この限りではない。

道路工事現場においては、一般交通に対する標示を目的として、標示施設または防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。

### (管 理)

9. 道路工事現場における標示板及び防護施設は堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか夜間において遠方から確認し得るよう照明また反射装置を施すものとする。

### (特 例)

10. この設置基準は、一般的な基準であり必要に応じ、これ以外のものを指定することができる。

### (実施期日)

11. この設置基準は昭和49年12月1日から実施する道路工事等について適用する。



標示及び施設の設置一覧表

標示及び施設の種別	警規		標識		識		工お		工事標		板		ネ		回		予		告		板		そ		の		他		
	図1-1-1	図1-2	図1-1-1	図1-2	図1-1-2	図1-3	図1-4	図1-5	図1-6	図1-7	図1-8	図1-9	図1-10	図1-11	図1-12	図1-13	図1-14	図1-15	図1-16	図1-17	図1-18	図1-19	図1-20	図1-21	図1-22	図1-23	図1-24	図1-25	図1-26
交通規制による	全面交通止	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	片側通行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
路上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
歩道	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

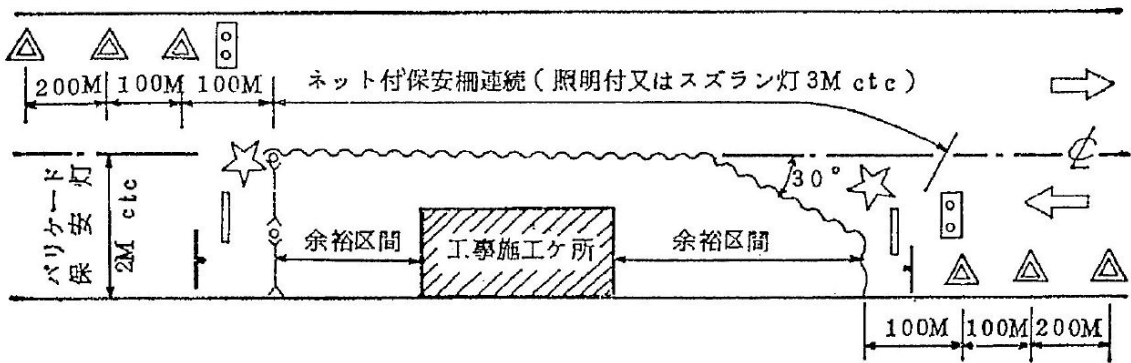
○—必要 △—必要に応じて ×—不必要

標準配置様式図

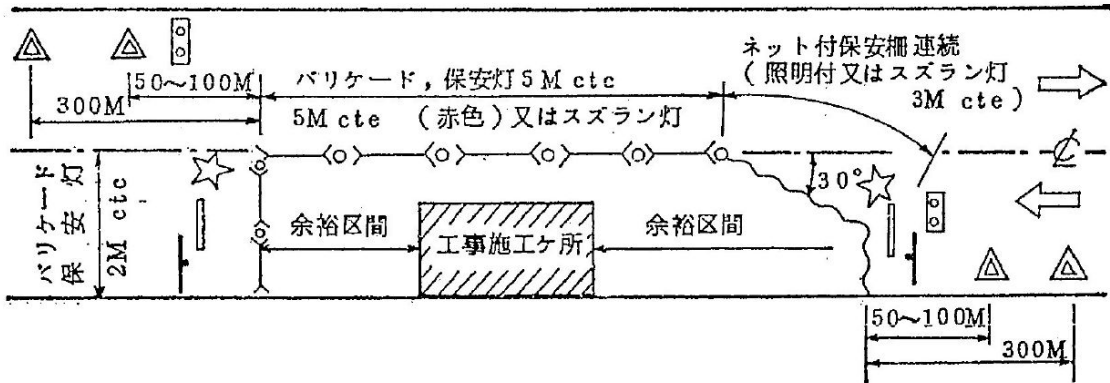
車 道 部

片 側 通 行

A型 (交通量5,000台/12h以上)

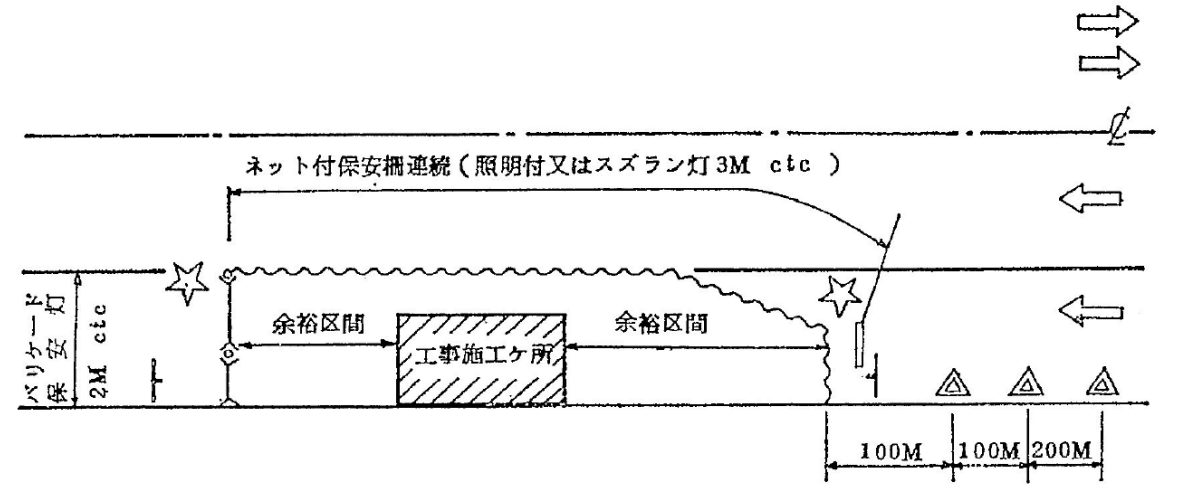


B型 (交通量5,000台/12h以上未満)

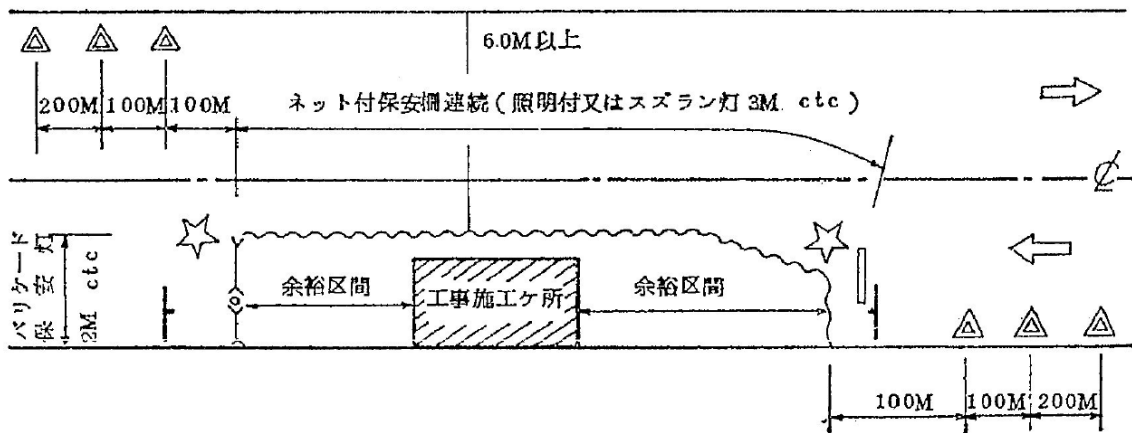


上下同時通行

C型 (4車線、交通量5,000台以上)

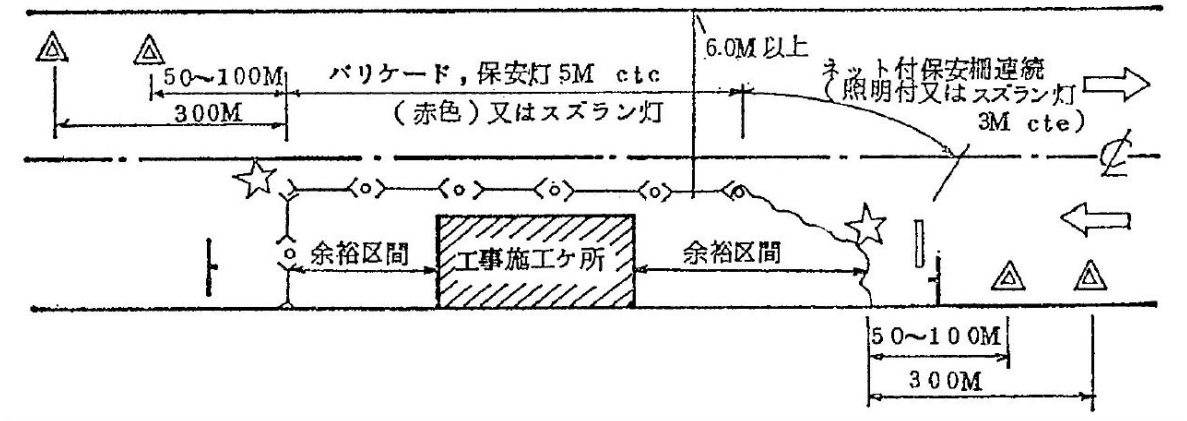


D型 (2車線、交通量5,000台未満)

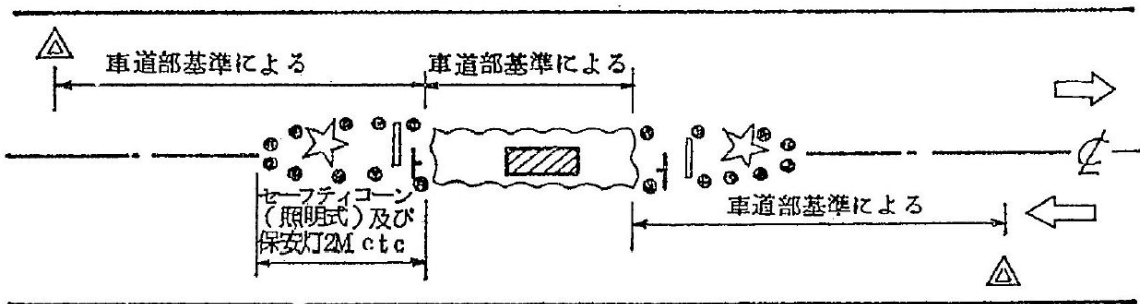


上下同時通行

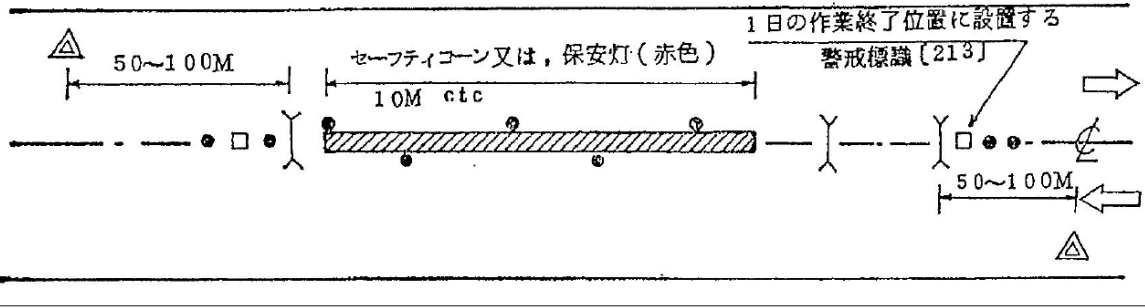
E型 (交通量5,000台/12h未満)



F型 (車道中央部工事)

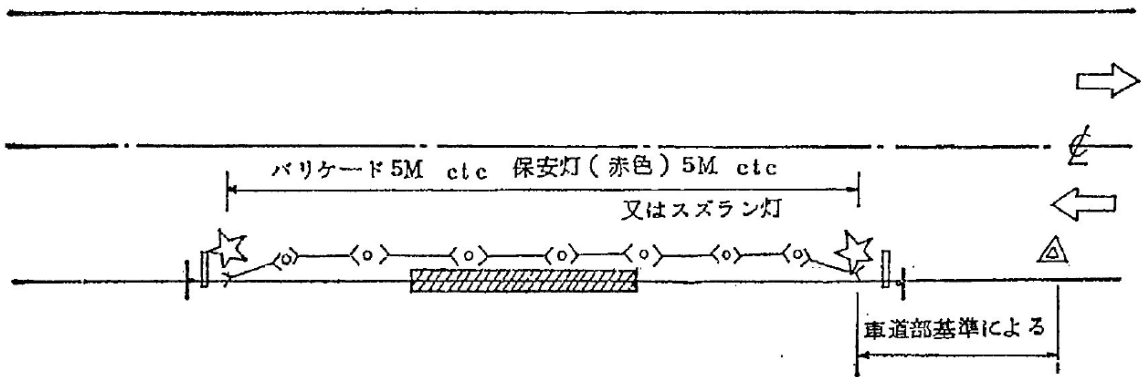


G型 (区画線設置)



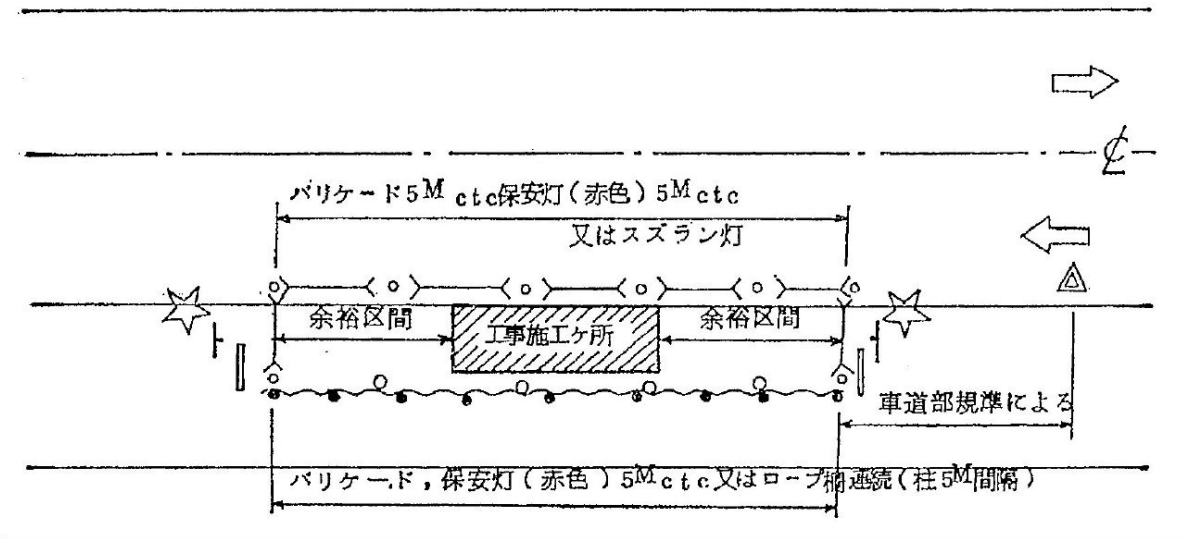
路側工事

H型 (側溝工事等)

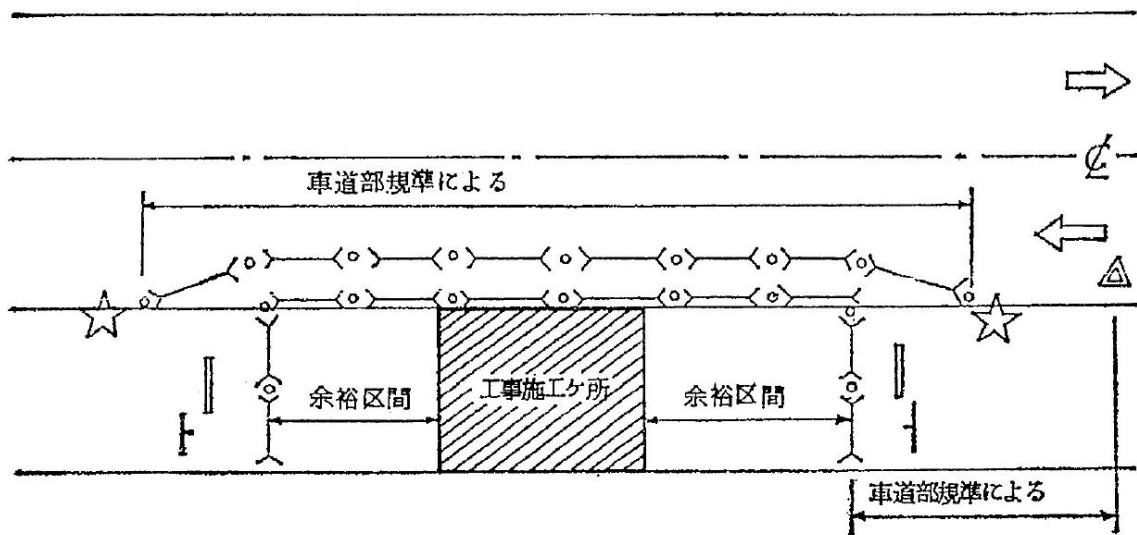


歩道工事










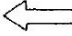

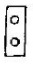
I型 (歩道内に歩道を設置できる時)



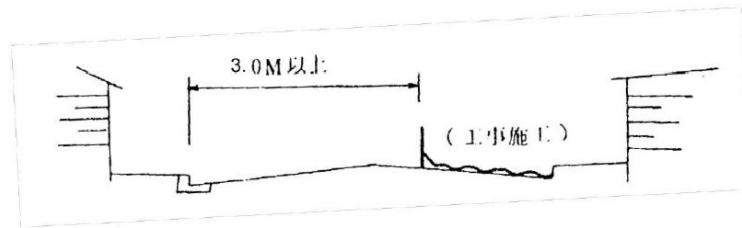
J型 (車道上に仮歩道を設置する時)



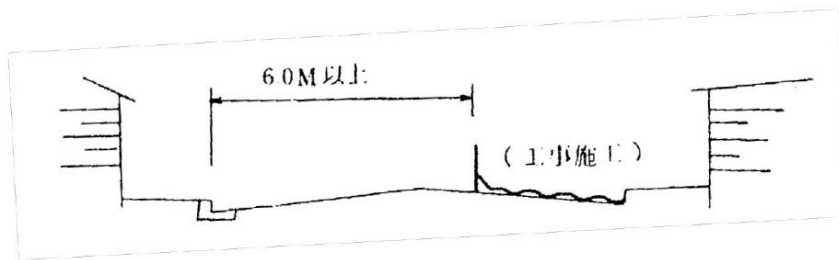
## 記号凡例

	ネット付保安柵 (図-4)		規制・警戒標識 (図1-1, 1-2, 2, 3)
	バリケード (図-5)		工事標示板, お願い板 (図6, 7, 8)
	標識ロープ柵 (図-14)		警戒標識 (図-2)
	予告板 (図-9)		セーフティコーン (図-11)
	回転灯 (図-12)		車両進行方向 (交通流)
	保安灯 (赤色) (図-13)		信号機

- (注) 1. 片側通行 信号機等により交通規制を行い、片側通行をおこなうものであり、片側車道巾は最低3.0m以上確保する事。



2. 上下同時通行 徐行等の交通規制を行うが交通流に対して影響の少ないもの。車道巾は最低6.0m以上確保する事。

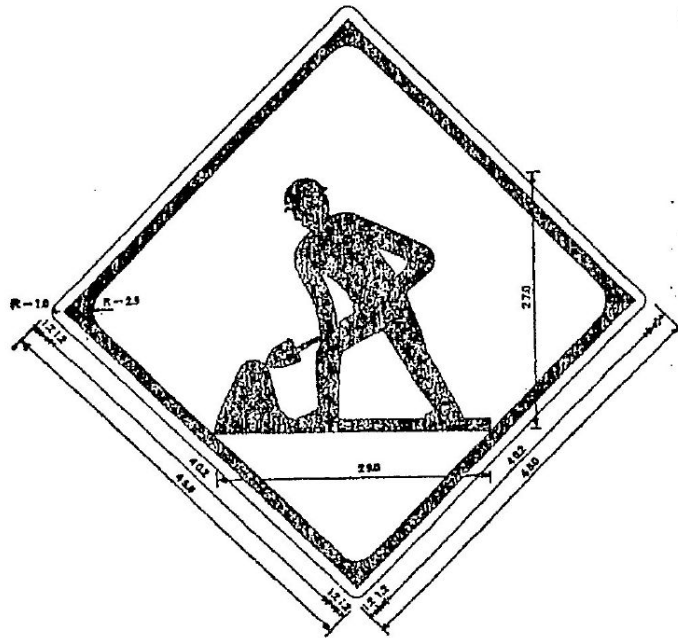


3. 歩道工事 歩道工事を行う場合には様式図I型、J型共に最低、1人線(0.75m)を確保する事。
4. 余裕区間長 工事延長、資器材の配置状況により決定するが一般は10mを標準とする。
5. 工事施工延長 一区間原則として100m以内にする。ただし駅周辺、繁華街交差点、踏切、橋梁等については、現場状況等に応じて決定すること。

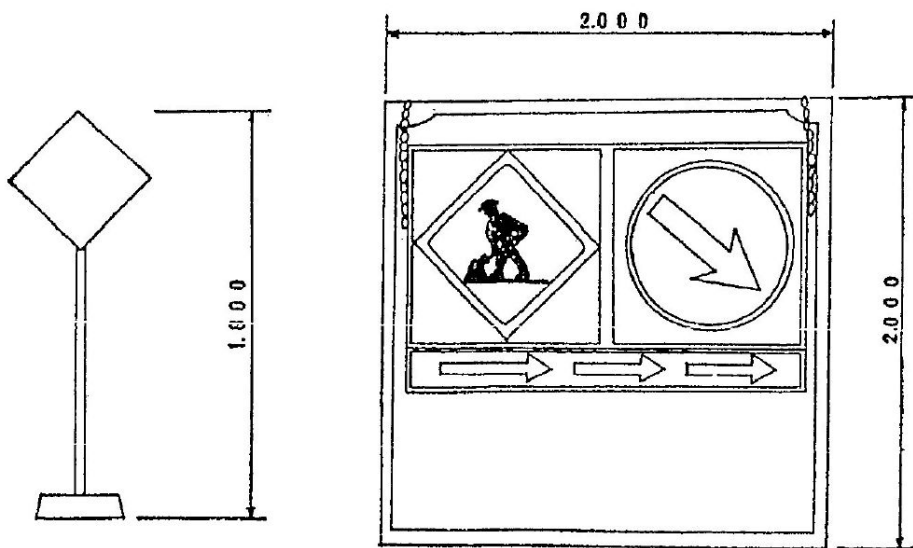
1 警戒標識

図-2

[213] 道路工事中

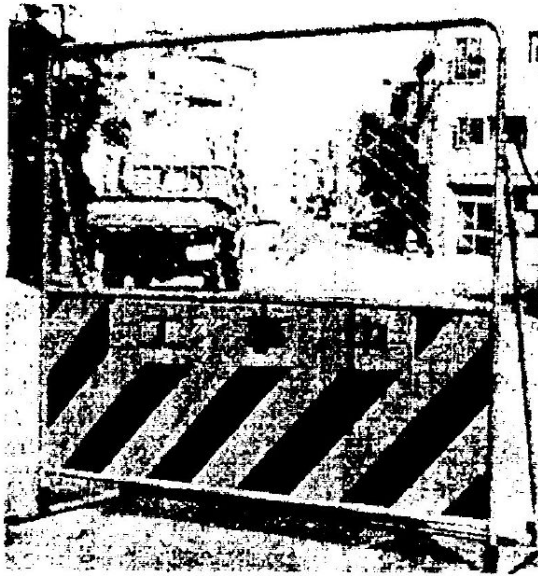


2 警戒標識板 (内部照明式)

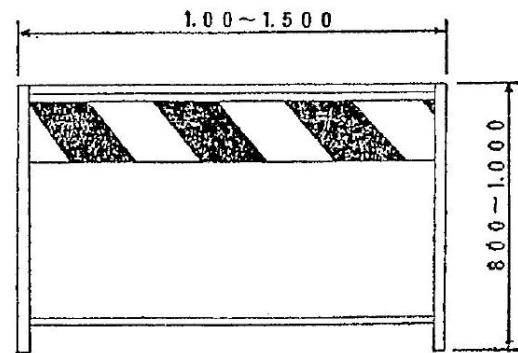
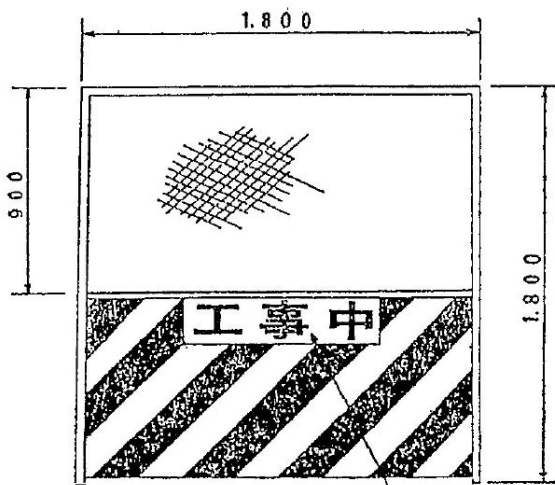




3 保安柵 (ネット付)



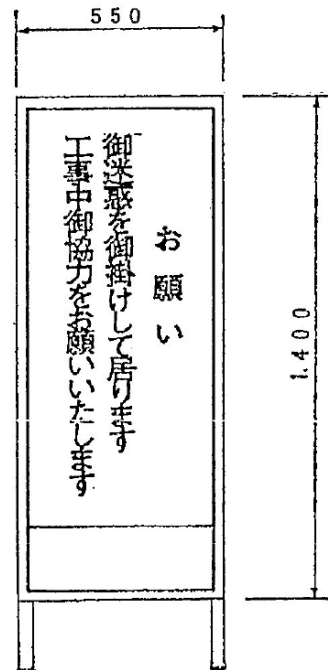
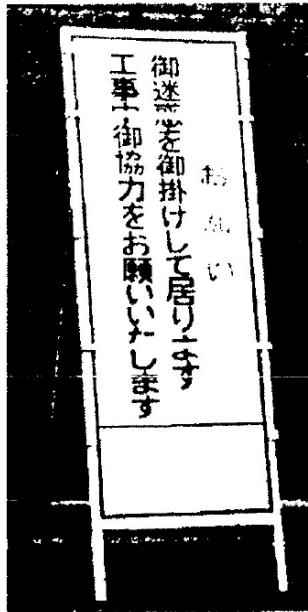
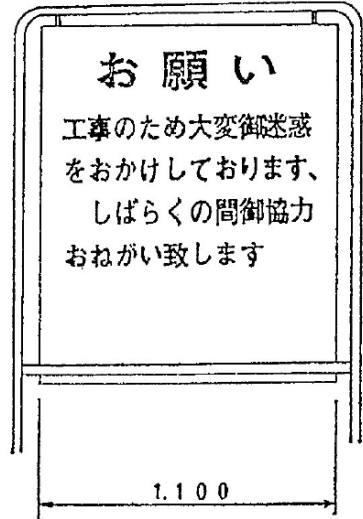
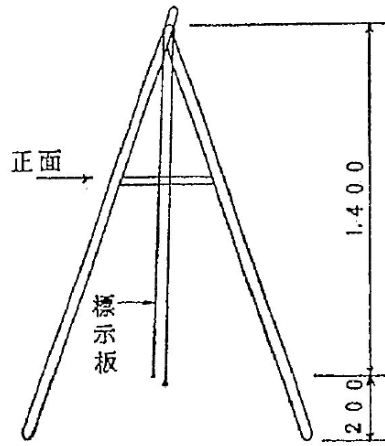
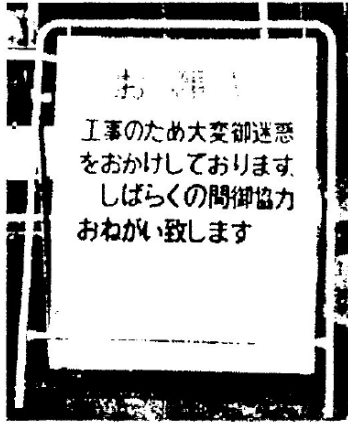
4 バリケード



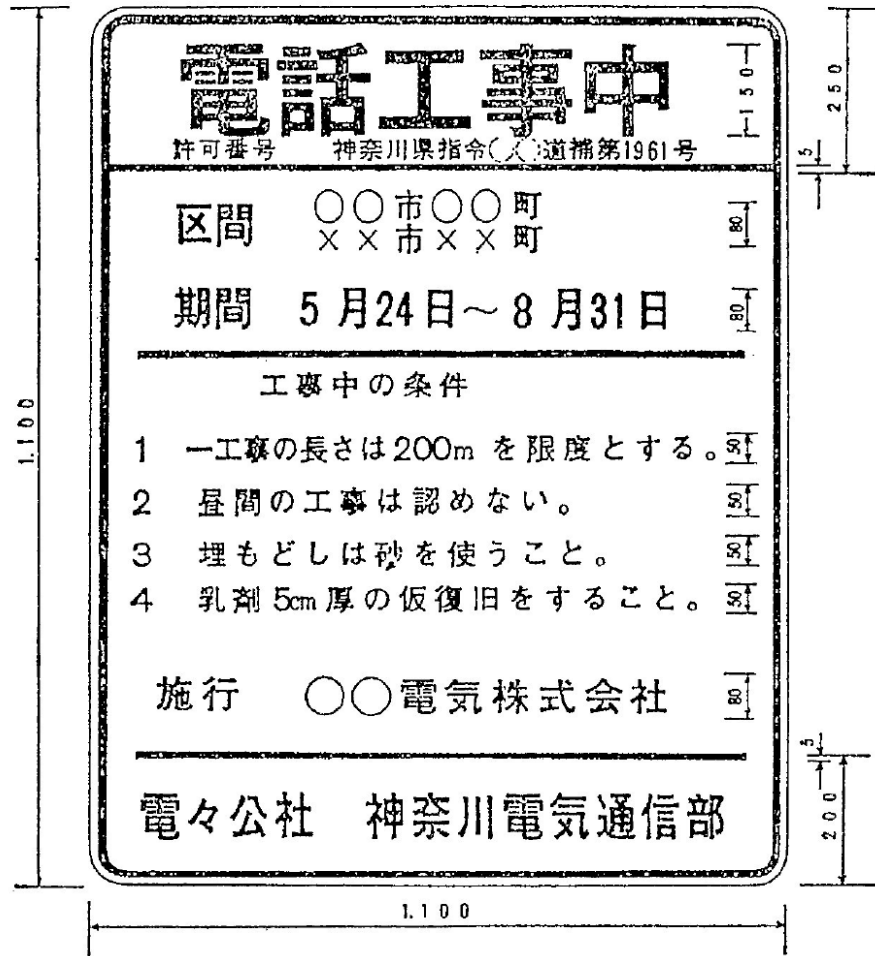
照明(白熱灯20w × 2)

5 お願い板

設置方法 板の下端は地上200mmとし、上部吊り下げて風圧で倒れないようにする。



6 占用工事の標示板



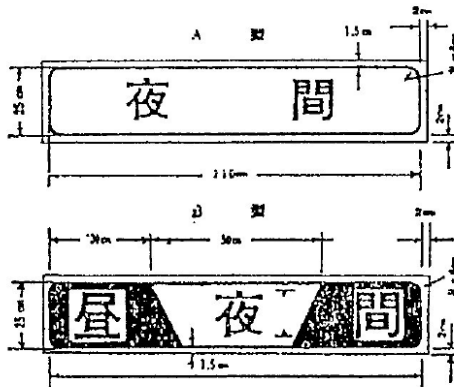
記載要領

許 可 番 号……道補○○号 藤土○○号など

区 間……当該路線に該当する部分の町村名並に延長

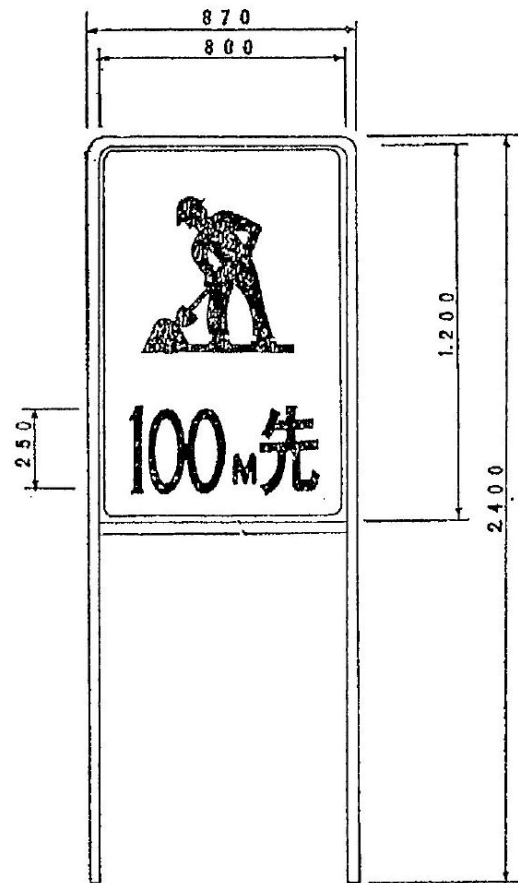
期 間…… “ “ 工事区間

工事中の条件……特に重要なことを4項目程度に集約する。

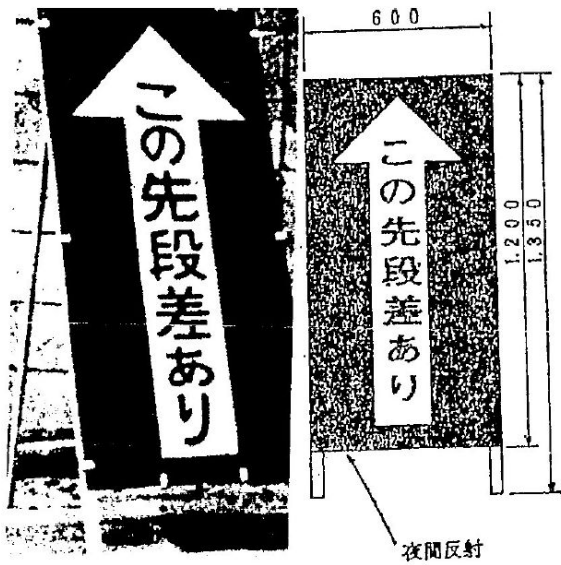


(注) 工事標示板と同様に使用する。

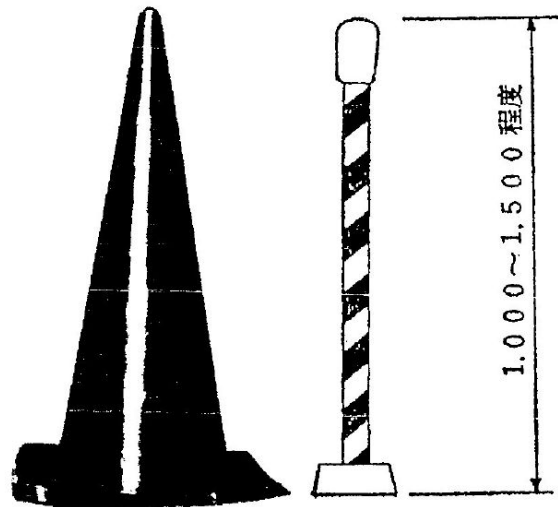
7 予告板



8 この先段差あり

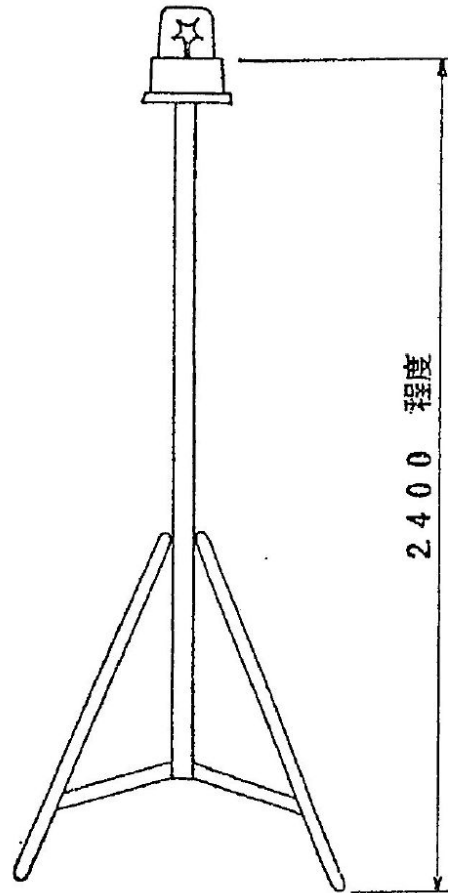
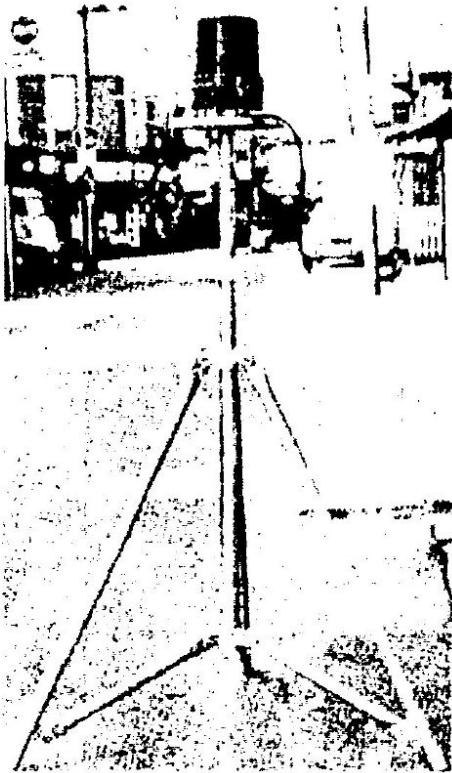


9 セフティーコーン

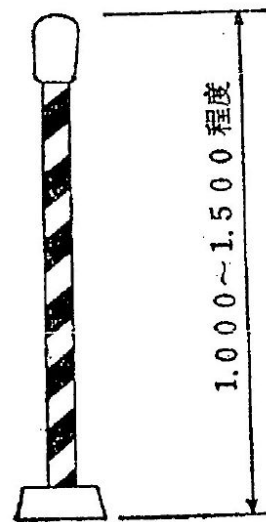
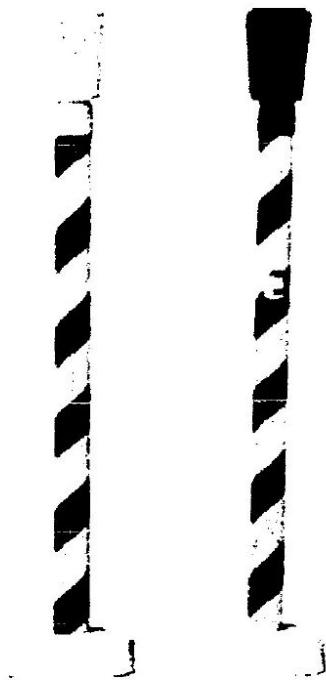


(注) この工事により内部照明式を併用すること。

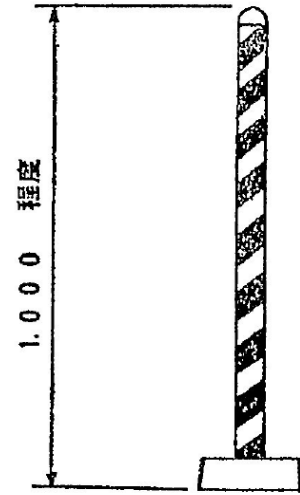
10 回轉灯



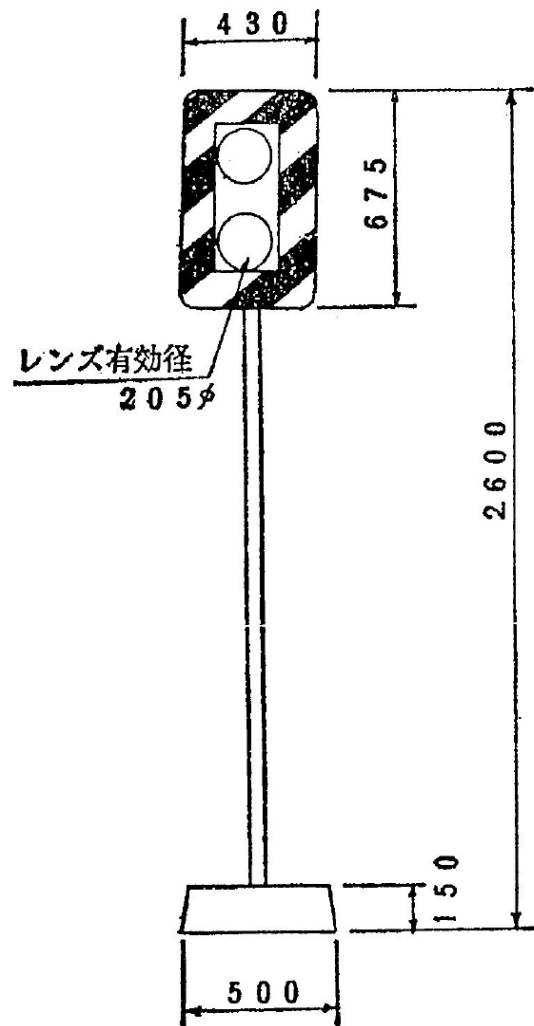
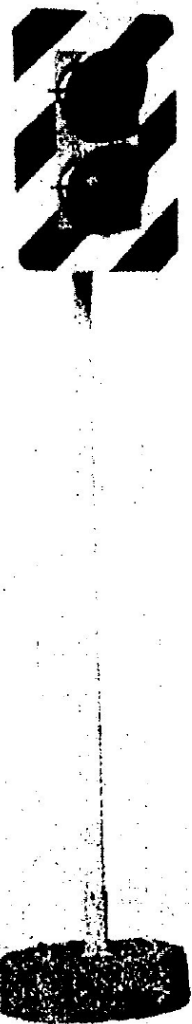
11 保安灯



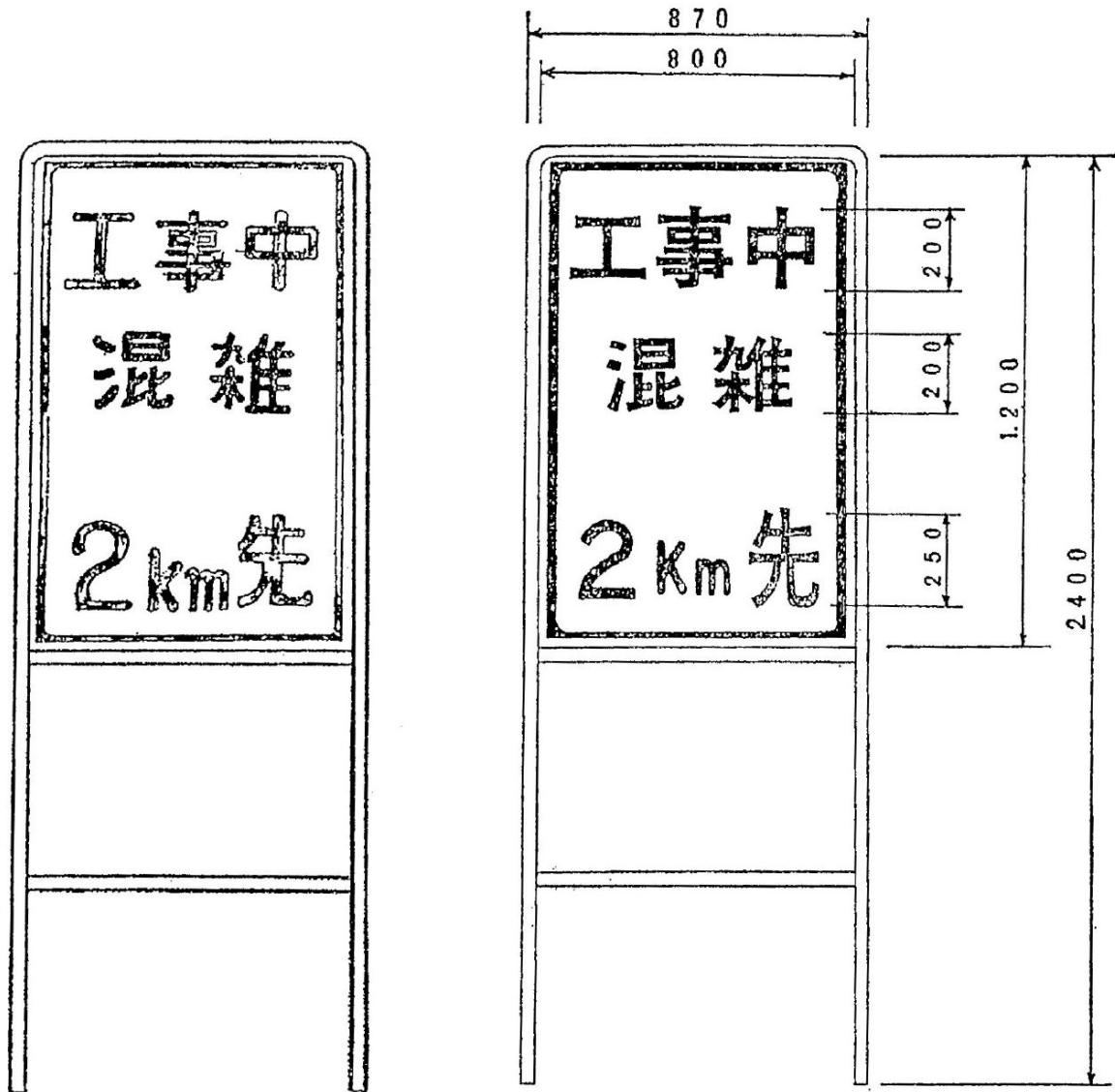
12 標識ロープ支柱



13 信号器



1.4 工事中混雑標識



(注)

片側通行等により交通渋滞が予想される場合に1km先、2km先の標識を随時設置する。

1.5 迂回路の標示

図 17-1

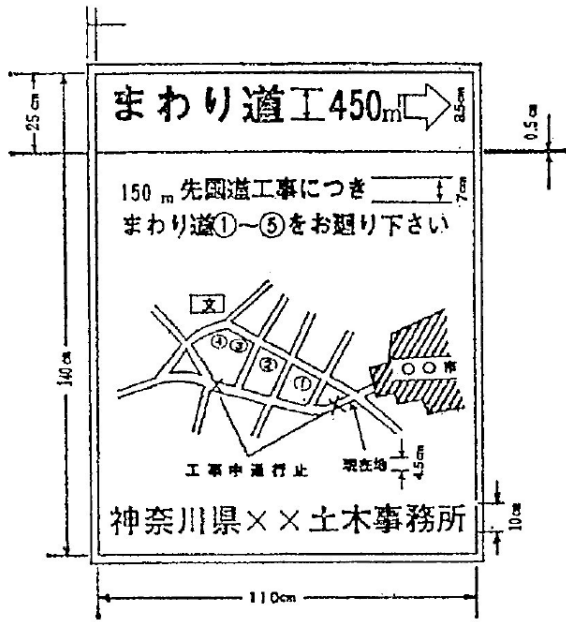


図 17-2

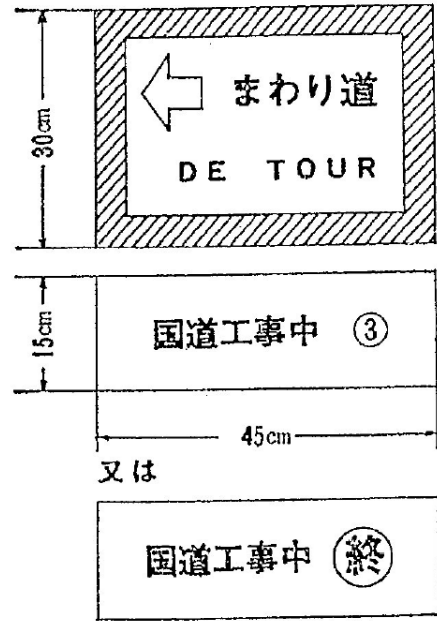


図 17-3

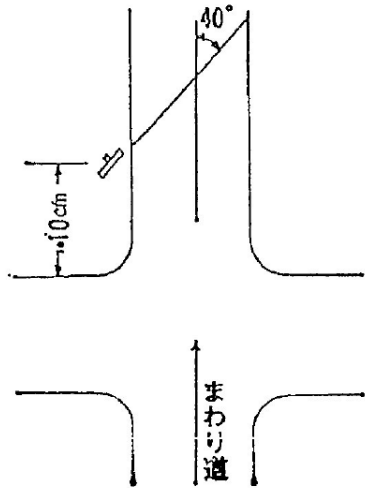


図 17-4

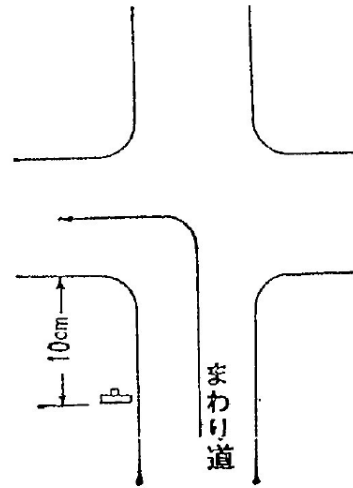




図 17-5

工事中迂回路の標示例（地方部の場合）（進行方向に対する標識の設置例を示す）

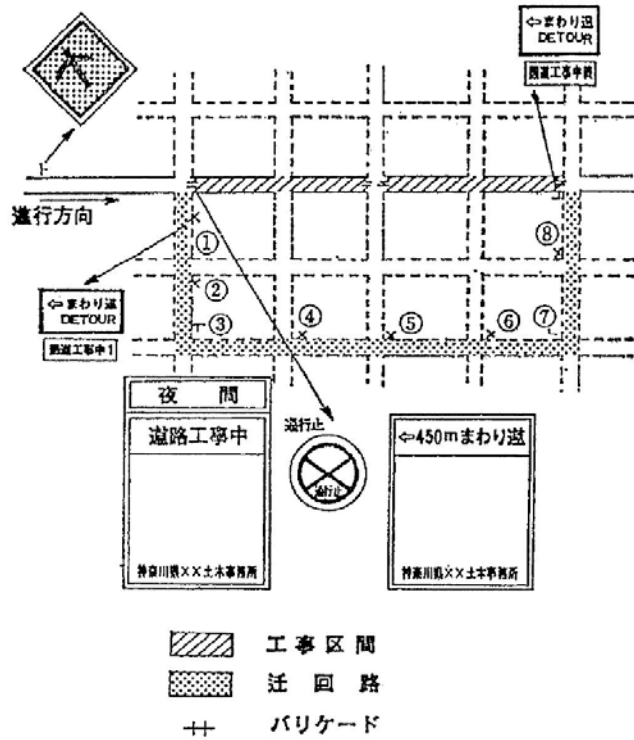


図 17-6

工事中迂回路の標示例（市街部の場合）（進行方向に対する標識の設置例を示す）

